

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">用地調査等共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 適用範囲 この用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、香川県農政水産部所管の県営土地改良事業、県営地すべり対策事業及び県営海岸保全事業（<u>以下、「県営事業」という。</u>）の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、<u>用地測量</u>、登記資料収集整理、建物等の調査、営業その他の調査、消費税調査等、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、<u>地盤変動影響調査等</u>、費用負担の説明、<u>騒音等調査</u>、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書等の作成、完了図書の作成、<u>内水面漁業権等調査</u>、<u>阻害要因の調査及び処理方針の作成並びに写真台帳の作成</u>等の業務（以下「<u>用地調査等業務</u>」という。）を実施する場合に適用するものとし、香川県土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。</p> <p>第2条 用語の定義 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「受注者」とは、<u>用地調査等業務</u>の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 「検査職員」とは、<u>用地調査等業務</u>の完了の検査に当たって、約款第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p><u>(8) 「業務従事者」とは、管理技術者の下で用地調査等業務に従事させる者で、受注者が定めた者をいう。</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 「共通仕様書」とは、用地調査等業務に共通する技術上の指示事項等を定める本図書をいう。</u></p> <p><u>(14) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該用地調査等業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</u></p> <p><u>(15) 「現場説明書」とは、用地調査等業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 略</u></p> <p><u>(18) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、用地調査等業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</u></p> <p><u>(19) 略</u></p> <p><u>(20) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、または受注者が発注者又は調査職員に対し、用地調査等業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p> <p><u>(21) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p> <p><u>(22) 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めるところをいう。</u></p> <p><u>(23) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対して、書面で申し出た用地調査等業務の遂行上必要な事項について、調</u></p>	<p style="text-align: center;">用地調査等共通仕様書</p> <p>第1章 総則</p> <p>第1条 適用範囲 この用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、香川県農政水産部所管の県営土地改良事業、県営地すべり対策事業及び県営海岸保全事業の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、<u>土地の測量</u>、登記資料収集整理、建物等の調査、営業その他の調査、消費税調査等、予備調査、移転工法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、<u>事業損失に係る建物等調査及び修復の積算</u>、費用負担の説明、<u>環境調査</u>、事業認定申請図書の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書の作成、完了図書作成及び内水面漁業権等調査<u>検討</u>等（以下「<u>用地調査等</u>」という。）の業務を実施する場合に適用するものとし、香川県土木設計業務等委託契約約款（以下「約款」という。）、契約図書の具体的内容及びその他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行と業務の円滑な執行を図るためのものである。</p> <p>第2条 用語の定義 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 「受注者」とは、<u>用地調査等の業務</u>の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 「検査職員」とは、<u>用地調査等</u>の完了の検査に当たって、約款第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>【新設】</p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p> <p><u>(10) 略</u></p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 「共通仕様書」とは、用地調査等の業務に共通する技術上の指示事項等を定めた本図書をいう。</u></p> <p><u>(13) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該用地調査等の業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</u></p> <p><u>(14) 「現場説明書」とは、用地調査等の業務の入札等に参加する者に対して、発注者が当該用地調査等業務の契約条件を説明するための書類をいう。</u></p> <p><u>(15) 略</u></p> <p><u>(16) 略</u></p> <p><u>(17) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、用地調査等の業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</u></p> <p><u>(18) 略</u></p> <p><u>(19) 「通知」とは、発注者又は調査職員が受注者に対し、または受注者が発注者又は調査職員に対し、用地調査等の業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p> <p><u>(20) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等の業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</u></p> <p>【新設】</p> <p><u>(21) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対して、書面で申し出た用地調査等の業務の遂行上必要な事項について、調</u></p>

査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (28) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議する。
- (29) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した用地調査等業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (30) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が用地調査等業務の完了を確認することをいう。
- (31) 「打合せ」とは、用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (32) 略
- (33) 「協力者」とは、受注者が用地調査等業務の遂行に当たって再委託する者をいう。
- (34) 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者をいう。
- (35) 「調査区域」とは、契約図書で用地調査等業務を行なうものと定めた地域をいう。
- (36) 略
- (37) 「調査」とは、建物等の現状等を把握するための現地踏査、立入調査又は管轄登記所（調査区域内の土地を管轄する法務局若しくは地方法務局（支局、主張所を含む。以下同じ。））等での調査をいう。
- (38) 「調査書等の作成」とは、外業調査結果を基に行う各種図面の作成、補償額等算定のための数量等の算出及び各種調査書の作成をいう。
- (39) 「土地改良補償要綱」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱」（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）をいう。
- (40) 「運用方針」とは、「土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針」（昭和46年1月1日付け45農地D第994号（設）農林省農地局長通知）をいう。
- (41) 「検証」とは、受注者が用地調査等業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物を発注者に提出する前に、発注者の指示に従った成果物が完成しているかどうかを点検及び修補することをいう。
- (42) 略

第3条 用地調査等業務の施行の原則

受注者は、契約図書に準拠し、用地調査等業務を行うに当たり権利者及び関係官公庁と協調を保ち、調査職員の指示を受けて正確かつ誠実に用地調査等業務を行わなければならない。

- 2 受注者は、用地調査等業務に際して発注者側が別途権利者と補償交渉等を行うに当たって障害となる恐れのある言動等をしてはならない。

第4条 用地調査等業務の区分

この共通仕様書によって履行する用地調査等業務は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 用地測量は、測量法（昭和24年法律第188号）第33条第1項の規定に基づく農林水産省農村振興局測量作業規程（平成9年7月3日付け9構改D第463号農林水産省構造改善局長通知。以下「測量作業規程」という。）により行うものとし、この共通仕様書においては、用地測量の実施に当たって必要となる細目を定める。
- (2) 建物は、「別記1」建物等区分表の表1により木造建物〔Ⅰ〕、木造建物〔Ⅱ〕、木造建物〔Ⅲ〕、木造特殊建物、非木造建物〔Ⅰ〕及び非木造建物〔Ⅱ〕に区分する（第14章地盤変動影響調査等を実施する場合を除く。）。
- (3) 工作物は、「別記1」建物等区分表の表2により、機械設備、生産設備、附帯工作物、庭園及び墳墓に区分する。
- (4) 立竹木等は、「別記1」建物等区分表の表3により庭木等、用材林立木、薪炭林立木、収穫樹、竹林、苗木（植木畑）、立毛（農作物）及びその他の立木に区分する。

査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。

- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、用地調査等の業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (26) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。
- (27) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した用地調査等の業務の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。
- (28) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が用地調査等の業務の完了を確認することをいう。
- (29) 「打合せ」とは、用地調査等の業務を適正かつ円滑に実施するため管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
- (30) 略
- (31) 「協力者」とは、受注者が用地調査等の業務の遂行に当たって再委託する者をいう。
- 【新設】
- (32) 「調査区域内」とは、契約図書で用地調査等の業務を行なうものと定めた地域をいう。
- (33) 略
- 【新設】
- 【新設】
- 【新設】
- 【新設】
- (34) 「検証」とは、受注者が受注に係る業務の成果物の瑕疵を防止するため、当該成果物が発注者の指示に従ったものになっているかどうかについて点検及び修補することをいう。
- (35) 略

第3条 用地調査等の施行の原則

受注者は、契約図書に準拠し、用地調査等を行うに当たり権利者及び関係官公庁と協調を保ち、調査職員の指示を受けて正確かつ誠実に用地調査等を行うものとする。

- 2 受注者は、用地調査等に際して発注者側が別途権利者と補償交渉等を行うに当たって障害となる恐れのある言動等をしてはならない。

【新設】

（※現行第74条からの移動）

第5条 業務の着手

受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に用地調査等業務に着手しなければならない。
この場合において、着手とは、管理技術者が用地調査等業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第6条 設計図書の支給及び点検

受注者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図又は電子データを貸与するものとする。
ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3 調査職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等無償で貸与又は追加支給するものとする。

第7条 調査職員

発注者は、用地調査等業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
2 調査職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3 略
4 調査職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口答による指示等を行った場合には、受注者はその指示に従わなければならない。
調査職員は、その指示を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第8条 管理技術者

受注者は、用地調査等業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者を変更したときも、同様とする。
2 管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理及び成果物の検証を行わなければならない。
3 管理技術者は、用地調査等業務の履行に当たり、土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者（土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4 管理技術者に委任できる権限は、約款第9条第2項に規定した事項とする。
ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は、受注者の一切の権限（約款第9条第2項の規定により行使できないとされた権限は除く。）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示を行えば足りるものとする。
5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある用地調査等業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6 受注者又は管理技術者は、屋外における用地調査等業務に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、用地調査等業務が適正に遂行されるように、管理及び監督を行うものとする。
7 管理技術者は、次条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

第9条 照査技術者及び照査の実施

受注者は、用地調査等業務における照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない。
2 照査技術者は、用地調査等業務の履行に当たり土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
3 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

第4条 業務の着手

受注者は、特別仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に用地調査等の業務に着手するものとする。
この場合において、着手とは管理技術者が用地調査等の業務の実施のため調査職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第5条 設計図書の貸与及び点検

受注者からの要求があり、調査職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。
ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、調査職員に書面により報告し、その指示を受けるものとする。
3 調査職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等無償で貸与するものとする。

第6条 調査職員

発注者は、用地調査等の業務における調査職員を定め、受注者に通知するものとする。
【新設】
2 略
3 調査職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。
ただし、緊急を要する場合、調査職員が受注者に対し口答による指示等を行った場合には、受注者はその指示に従うものとする。
調査職員は、その指示を行った後、7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

第7条 管理技術者

受注者は、用地調査等の業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。管理技術者を変更したときも、同様とする。
2 管理技術者は、契約図書に基づき、業務の技術上の管理及び成果物の検証を行うものとする。
3 管理技術者は、用地調査等の業務の履行に当たり、土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者（土地改良補償業務管理者試験実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者等資格登録名簿に登録されている者をいう。以下同じ。）又はこれら同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。
4 管理技術者に委任できる権限は、約款第9条第2項に規定した事項とする。
ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は、発注者に書面を持って報告しない限り、管理技術者は、受注者の一切の権限（約款第9条第2項の規定により行使できないとされた権限は除く。）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示を行えば足りるものとする。
5 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある用地調査等の業務の受注者と十分協議の上、相互に協力し、業務を実施するものとする。
6 受注者又は管理技術者は、屋外における用地調査等の業務に際しては、使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、受注者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、用地調査等の業務が適正に遂行されるように、管理及び監督を行うものとする。
【新設】

第7条の2 照査技術者及び照査の実施

受注者は、成果物の照査を行う照査技術者を定め、照査技術者通知書を発注者に通知するものとする。照査技術者を変更したときも、同様とする。
2 照査技術者は、用地調査等の業務履行に当たり土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能な者とする。
3 照査技術者は、照査計画書を作成し、照査に関する事項を定めなければならないものとする。

- 4 照査技術者は、設計図書に定める又は調査職員が指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 5 照査技術者は、上記に示す業務の節目ごとに照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。
- 6 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼務することはできない。

第10条 業務従事者の資格

- 受注者は、業務従事者を定める場合には、「別記2」業務従事者資格一覧表の定めるところによるものとする。
ただし、発注者が、同表に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあつては、その者とする。
- 2 受注者は、業務従事者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く。)
 - 3 業務従事者は、契約図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
 - 4 業務従事者は、照査技術者を兼務することはできない。

第11条 提出書類

- 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。
- ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除くものとする。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合には、これに従わなければならない。

第12条 業務実績データの作成及び登録

- 受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出しなければならない。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員に提出しなければならない。
- なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。
- 2 業務実績登録通知の提出は、原則として以下の期限内に手続を行うものとする。
 - (1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。
 - (2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出する。
 - (3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を調査職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行う。

第13条 資料の貸与及び返却

- 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料(以下「貸与資料等」という。)を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与資料等の必要がなくなった場合には、直ちに、調査職員に返却しなければならない。
 - 3 受注者は、貸与資料等を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。
万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復しなければならない。
 - 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、複写してはならない。

第14条 関係官公庁等への手続等

- 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。
また、受注者は、用地調査等業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続が必要な場合には、速やかに行わなければならない。
- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議しなければならない。

- 4 照査技術者は、設計図書又は調査職員が指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査を行うものとする。
【新設】

- 5 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることはできないものとする。

【新設】

(※現行第28条からの移動)

第8条 提出書類

- 受注者は、契約締結後、契約に係る関係書類を発注者が指定した様式により調査職員を経て発注者に、遅滞なく提出するものとする。
- ただし、業務委託料に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従うものとする。

【新設】

(※現行第188条からの移動)

第9条 資料の貸与及び返却

- 調査職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
- 2 受注者は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合には、ただちに調査職員に返却するものとする。
 - 3 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、紛失又は損傷してはならない。
万一、紛失又は損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
 - 4 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複写してはならない。

第10条 関係官公庁等への諸手続き等

- 受注者は、用地調査等の業務の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁等への諸手続きの際に協力するものとする。
また、受注者は、用地調査等の業務を実施するため、関係官公庁等に対する手続きが必要な場合には、速やかに行うものとする。
- 2 受注者は、関係官公庁等から交渉を受けた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。

第15条 地元関係者との交渉等

約款第11条に規定する地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うが、受注者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力しなければならない。

これらの交渉等に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

- 2 受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、又は調査職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明等を行う場合には、説明等の内容を書面により随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。
- 4 受注者は、用地調査等業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を作業条件として業務を実施する場合には、契約図書に定めるところにより、地元協議等に立ち会うとともに、説明資料及び記録を作成しなければならない。
- 5 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更しなければならない。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

第16条 成果物の検証

受注者は、用地調査等業務が全て完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で検証の結果を発注者が定める書面により提出しなければならない。この場合において、次条に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測図（用地実測図データを紙面に出力したもの）については、各業ごとに検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

- 2 第3章から第22章までに定める業務について、前項の検証業務は、管理技術者が行うものとする。

【削る】

第17条 成果物の提出

受注者は用地調査等業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

- 2 略
- 3 受注者は、「測量成果電子納品要領（案）」、「設計業務等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データにより提出することができるものとする。
- 4 略

第18条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、用地調査等業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第19条 検査

受注者は、約款第30条第1項の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備が全て完了し、調査職員に提出してなければならない。

- 2 発注者は、用地調査等業務の検査に先立って受注者に対して書面をもって、検査日を通知するものとする。
この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備しなければならないものとし、提供しなければならない。また、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 略。
 - (1) 用地調査等業務の成果物の検査
 - (2) 用地調査等業務の管理状況の検査

第11条 地元関係者との交渉等

約款第11条に規定する地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は調査職員が行うものとするが、受注者は、調査職員の指示がある場合には、これに協力するものとする。

これらの交渉に当たり受注者は、地元関係者に誠意をもって接するものとし、交渉等の内容を書面で随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

- 2 受注者は、用地調査等の業務の実施にあたっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得ずに行なわないものとし、地元関係者との間に紛争を生じないように努めるものとする。
【新設】

3 受注者は、用地調査等の業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、契約図書に定めるところにより、地元協議等に立ち会うとともに、説明資料及び記録を作成するものとする。

4 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要がある場合には、指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議の上、定めるものとする。

第12条 成果物の検証

受注者は、受注に係る業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証を行った上で検証の結果を発注者が定める書面により提出するものとする。この場合において、第2条第27号に定める成果物のうち地図の転写図及び用地実測図（用地実測図データを紙面に出力したもの）については各業ごとに検証を行った者の資格及び氏名を記載し押印するものとする。

- 2 第3章から第21章までに定める業務について、前項の検証業務は、管理技術者が行うものとする。

第12条の2 成果物の照査

受注者は、照査技術者による照査を行うものとする。この場合において、受注者は、照査の結果を発注者が定める書面により調査職員に提出するものとする。

- 2 照査技術者は、照査結果を取りまとめ署名押印の上、管理技術者に提出するものとする。
- 3 管理技術者は、照査結果の確認を行うものとする。

第13条 成果物の提出

受注者は用地調査等の業務が完了した場合には、設計図書に示す成果物を完了通知書とともに提出し、検査を受けなければならない。

- 2 略
- 3 成果物は、「設計業務等の電子納品要領（案）」、「測量成果電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データにより提出することができるものとする。
- 4 略

第14条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、用地調査等の業務の実施にあたっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守するものとする。

第15条 検査

受注者は、約款第30条第1項の規定に基づき、完了通知書を発注者に提出する際には、契約図書により義務づけられた資料の整備を全て完了し、調査職員に提出するものとする。

- 2 発注者は、用地調査等の業務の検査に先立って受注者に対して、検査日を通知するものとする。
この場合、受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備しなければならないものとし、当該検査に直接要する費用を負担するものとする。
- 3 略。
 - (1) 用地調査等の業務の成果物の検査
 - (2) 用地調査等の業務の管理状況の検査
用地調査等の業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

用地調査等業務の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第20条 修補

略

2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了しなければならない。

3 略

第21条 条件変更等

約款第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 略

第22条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査等業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合
- (2) 略
- (3) 調査職員と受注者が協議し、用地調査等業務の施行上必要があると認める場合
- (4) 約款第29条の規定に基づき、業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 前条の規定に基づき、調査職員が受注者に指示した事項
- (2) 用地調査等業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
- (3) 略

第23条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して用地調査等業務の変更の指示を行う場合には、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとする。

2 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び用地調査等業務の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができるものとする。

3 受注者は、約款第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。

4 約款第22条に基づき発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第24条 業務の中止

発注者は、約款第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による用地調査等業務の中断については、第32条に定めるところにより、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立ち入りの許可が得られない場合
- (2) 関連する他の用地調査等業務の進捗が遅れたため、当該用地調査等業務の続行を不適当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により用地調査等業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により用地調査等業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 権利者及び第三者並びにその財産、受注者、使用人等並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等であって、調査職員が必要と認めた場合には、用地調査等業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

第16条 修補

略

2 受注者は、検査職員が指示した期間内に修補を完了させるものとする。

3 略

第17条 条件変更等

約款第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、約款第28条第1項に規定する不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し、当該規定に適合すると判断した場合とする。

2 略

第18条 契約変更

発注者は、次の各号に掲げる場合において、用地調査等の業務委託契約の変更を行うものとする。

- (1) 業務委託料に変更を生じる場合
- (2) 略
- (3) 調査職員と受注者が協議し、用地調査等の業務の施行上必要があると認める場合
- (4) 約款第29条の規定に基づき、業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合

2 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を、次の各号に基づき作成するものとする。

- (1) 第17条の規定に基づき、調査職員が受注者に指示した事項
- (2) 用地調査等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
- (3) 略

第19条 履行期間の変更

発注者は、受注者に対して用地調査等の業務の変更の指示を行う場合には、履行期間の変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとする。

【新設】

2 受注者は、約款第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出するものとする。

3 受注者は、約款第22条の規定に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、速やかに業務工程表を修正し、発注者に提出するものとする。

第20条 業務の中止

発注者は、約款第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合には、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、用地調査等の業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。

- (1) 第三者の土地への立ち入りの同意が得られない場合
- (2) 関連する他の用地調査等の業務の進捗が遅れたため、当該用地調査等の業務の続行が不適当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により用地調査等の業務の続行が不可能となった場合
- (4) 天災等により用地調査等の業務の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 権利者及びその財産、受注者、使用人並びに調査職員の安全確保のため必要があると認めた場合

【新設】

2 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は調査職員の指示に従わない場合等で、調査職員が必要と認めた場合には、用地調査等の業務の全部又は一部を一時中止させることができるものとする。

3 前2項の場合において、受注者は、屋外で行う用地調査等業務の現場の保全については、調査職員の指示に従わなければならない。

第25条 発注者の賠償責任

略

- (1) 約款第26条に規定する一般的損害、約款第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第26条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合は、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 約款第26条に規定する一般的損害、約款第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 約款第39条に規定する瑕疵責任に係る損害が生じた場合
- (3) 略

第27条 部分使用

略

- (1) 別途用地調査等業務の用に供する必要がある場合
 - (2) 略
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出しなければならない。

第28条 再委託

約款第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を要するものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 2 略
- 3 受注者は、前項に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、用地調査等業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等業務の実施について適切な指導、管理の下に用地調査等業務を実施しなければならない。
なお、協力者が、香川県の測量・建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。

第29条 成果物の利用等

受注者は、約款第5条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第30条 守秘義務

受注者は、約款第1条第5項の規定により、用地調査等業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ただし、成果物の公表に関する守秘義務について、前条第1項の承諾を受けた場合には、この限りではない。

第31条 安全等の確保

【削る】

3 前2項の場合において、受注者は屋外で行う用地調査等の業務の現場の保全については、調査職員の指示に従うものとする。

第21条 発注者の賠償責任

略

- (1) 約款第26条に規定する一般的損害、約款第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 発注者が、契約に違反し、その違反の内容が原因で契約の履行が不可能となった場合

第22条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合は、損害の賠償を行なうものとする。

- (1) 約款第26条に規定する一般的損害、約款第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
- (2) 約款第39条に規定するかし責任に係る損害が生じた場合
- (3) 略

第23条 部分使用

略

- (1) 別途用地調査等の業務の用に供する必要がある場合
 - (2) 略
- 2 受注者は、部分使用に同意した場合には、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第24条 再委託

約款第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、用地調査等の業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を要する部分のうち、発注者が別途指定した部分をいい、受注者は、これを再委託することはできない。

- 2 略
- 3 受注者は、前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得るものとする。
- 4 受注者は、用地調査等の業務を再委託に付する場合には、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し用地調査等の業務の実施について適切な指導、管理のもとに用地調査等の業務を実施するものとする。
なお、協力者が、香川県の測量・建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中に再委託してはならない。

第25条 成果物の利用等

受注者は、約款第5条第5項の規定に従い、発注者の承諾を得て単独で、又は他の者と共同で、成果物を公表することができる。

- 2 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている調査方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を約款第7条の規定に基づき発注者に求める場合には、第三者と使用条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けるものとする。

第26条 守秘義務

受注者は、約款第1条第5項の規定により、用地調査等業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

ただし、成果物の公表に関する守秘義務について、前条第1項の規定の承諾を受けた場合には、この限りではない。

第27条 安全等の確保

受注者は、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保するものとする。

受注者は、屋外で行う用地調査等業務に際しては、用地調査等業務の関係者だけでなく、権利者並びに付近住民、通行者及び通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

2 受注者は、特別仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。

3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。

4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。

5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

(1) 屋外で行う用地調査等業務に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。

(3) 略

6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止に必要な措置を講じなければならない。

7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。

また、災害発生時においては権利者、第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従なければならない。

第32条 臨機の措置

受注者は、災害防止等のために必要があると認めるときには、臨機の措置をとらなければならない。

また、受注者は、当該措置をとった場合には、その内容を速やかに調査職員に報告しなければならない。

2 調査職員は、天災等に伴い成果物の品質及び履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置を取ることを請求することができるものとする。

第33条 履行報告

受注者は、約款第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、これを調査職員に提出しなければならない。

第34条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更

受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められている場合であって、その時間を変更する必要がある場合は、事前に調査職員と協議するものとする。

2 受注者は、設計図書に屋外で作業を行う期日及び時間が定められていない場合であって、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を調査職員に提出しなければならない。

【削る】

(※現行第74条からの移動)

【削る】

第2章 用地調査等業務の基本的処理

2 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務に際しては、用地調査等の業務の関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めるものとする。

3 受注者は、特別仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、用地調査等の業務の実施中における安全を確保するものとする。

4 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めるものとする。

5 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じるものとする。

6 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。

(1) 屋外で行う用地調査等の業務の実施に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講ずること。

(2) 受注者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止すること。

(3) 略

7 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じるものとする。

8 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくものとする。

また、災害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めるものとする。

9 受注者は、屋外で行う用地調査等の業務の実施中に事故等が発生した場合には、直ちに調査職員に報告するとともに、調査職員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査職員に提出し、調査職員から指示がある場合にはその指示に従うものとする。

【新設】

【新設】

【新設】

第28条 業務の従事者の資格

受注者は、用地調査等の業務に従事させる者を定める場合には、「別記1」業務従事者資格一覧表の定めるところによるものとする。

ただし、発注者が同表に定める者と同等の知識及び技能を有する者と認めた場合にあつては、その者とする。

2 業務の従事者は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

第29条 疑義

受注者は、用地調査等の業務を行うにあたり、契約図書等に疑義が生じた場合は、調査職員の指示を受けるものとする。

第2章 用地調査等の基本的処理

第1節 用地調査等業務の実施手続

第35条 打合せ等

用地調査等業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、相互に確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 管理技術者等と調査職員は、用地調査等業務着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議しなければならない。

第36条 現地踏査

受注者は、用地調査等業務の着手に先立ち、調査区域内の現地踏査を行い、地域の状況、土地及び建物等の概要を把握しなければならない。

第37条 業務計画書

受注者は、契約締結後15日以内に共通仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に、業務計画書を作成し、調査職員に協議し提出しなければならない。

- 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1)、(2) 略
 - (3) 業務工程
 - (4)、(5) 略
 - (6) 成果物の品質を確保するための計画
 - (7)～(12) 略
- 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 受注者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。
- 受注者は、第1項の業務計画書に基づき業務が確実に実施できる執行体制を整備するものとする。

第38条 調査職員への進捗状況の報告

受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報を作成して調査職員に提出しなければならない。

- 受注者は、調査職員から用地調査等業務の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

第39条 土地への立入り等

受注者は、用地調査等業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立入る場合には、約款第12条の規定に従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち、用地調査等業務が円滑に進捗するように努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し、指示を受けなければならない。

- 受注者は、用地調査等業務の実施のため植物伐採、かき、さく等（以下「障害物」という。）の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該権利者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入り等について、当該権利者の許可は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は受注者は、これに協力しなければならない。
- 受注者は、調査職員からの指示により障害物の伐除等を行ったときは、障害物伐除等報告書を調査職員に提出するものとする。

第1節 用地調査等の実施手続

第30条 打合せ等

用地調査等の業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者等と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

- 管理技術者等と調査職員は、用地調査等の業務に着手した時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 管理技術者等は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

第31条 現地踏査

受注者は、用地調査等の業務の実施に当たり、あらかじめ、発注者又は調査職員の了解を得た上、調査区域内の現地踏査を行い、土地の状況又は土地に定着する建物又は物件の状況等の概要を把握するものとする。

第32条 作業計画書

受注者は、契約締結後15日以内に共通仕様書及び特記仕様書並びに現地踏査の結果等を基に、業務工程表及び作業計画書を作成し、調査職員に協議し提出するものとする。

- 作業計画書には、下記事項を記載するものとする。
 - (1)、(2) 略
 - (3) 業務工程表（様式第6号の1）
 - (4)、(5) 略
 - (6) 成果の品質を確保するための計画
 - (7)～(12) 略
 - 受注者は、作業計画の重要な内容を変更する場合は、理由を明らかにした上、その都度調査職員に変更作業計画書を提出するものとする。
- 【新設】
- 受注者は、第1項の作業計画書に基づき業務が確実に実施できる体制を整備するものとする。

第32条の2 調査職員への進捗状況の報告

受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報を作成して監督職員に提出しなければならない。

- 受注者は、監督職員から用地調査等の進捗状況について調査又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

第33条 土地等への立入り

受注者は、用地調査等の業務を実施するため国有地、公有地、私有地又は建物等に立入る場合には、約款第12条の規定に従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち、用地調査等の業務が円滑に進捗するように努めるものとする。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

- 受注者は、用地調査等の業務のため障害となる植物、かき、さく等（以下「障害物」という。）の伐除又は土地若しくは工作物を一時使用する場合には、あらかじめ調査職員に報告して、その指示を受けるものとする。

なお、第三者の土地への立入り等について、当該土地所有者又は占有者の同意は発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合、受注者は、これに協力するものとする。
- 前項の場合において、障害物を伐除した場合は、障害物伐除報告書を作成し、調査職員に提出するものとする。

4 前項の場合において、障害物の伐除等による損失により生じた必要経費の負担については、設計図書に示すほかは、受注者と調査職員との協議により定めるものとする。

5 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に業務従事者に携帯させなければならない。
なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第40条 算定資料

受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定 又は県営事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により損害等が生じた建物その他の工作物の費用負担額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。

ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

第2節 数量等の処理

第41条 土地の面積計算数値の取扱い

略

第42条 建物等の計測

略

2～4 略

5 芝、地被類、草花、立毛（農作物）等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

第43条 図面等に表示する数値及び面積計算

略

第44条 計算数値の取扱い

略

2 略

(1)、(2) 略

(3) 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。

この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位 （小数点以下第4位切捨て）まで算出する。

第45条 補償額算定調書に計上する数値

補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第42条による計測値を基に算出した数値とする。

(1) 建物の延べ床面積は、第43条第3項で算出した数値とする。

(2) 略

第46条 補償額等の端数処理

補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

(1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき…………… 1円未満切捨て

100円以上10,000円未満のとき…………… 10円未満切捨て

10,000円以上のとき…………… 100円未満切捨て

【新設】

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、発注者から用地調査等の業務に従事する者の身分証明書の交付を受け、用地調査等の業務に従事する者に常時携帯させるものとする。
なお、受注者は立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返納するものとする。

第34条 算定資料

受注者は、建物移転料及びその他通常生ずる損失に関する移転補償額等の算定に当たっては、発注者が定める損失補償単価に関する基準資料等に基づき行うものとする。

ただし、当該基準資料等に掲載のない損失補償単価等については、調査職員と協議の上、市場調査により求めるものとする。

第2節 数量等の処理

第35条 土地の面積計算数値の取扱い

略

第36条 建物等の計測

略

2～4 略

5 芝、地被類、草花等が植込まれている区域の計測単位は、メートルとし、小数点以下第1位（小数点以下第2位四捨五入）とする。

第37条 図面等に表示する数値及び面積計算

略

第38条 計算数値の取扱い

略

2 略

(1)、(2) 略

(3) 前項の使用単位で直接算出することが困難なものは、種目ごとの長さ等の集計を行った後、使用単位数量に換算する。

この場合における長さ等の集計は、原則として、小数点以下第2位（小数点以下第3位切捨て）をもって行うものとし、数量換算結果は、小数点以下第3位まで算出する。

第39条 補償額算定調書に計上する数値

補償額算定調書に計上する数値（価格に対応する数量）は、次の各号によるもののほか、第36条による計測値を基に算出した数値とする。

(1) 建物の延べ床面積は、第37条第3項で算出した数値とする。

(2) 略

第40条 補償額等の端数処理

補償額等の算定を行う場合の資材単価等の端数処理は、原則として、次の各号によるものとする。

(1) 補償額算定に必要となる資材単価等は、次による。

100円未満のとき…………… 1円未満切り捨て

100円以上10,000円未満のとき…………… 10円未満切り捨て

10,000円以上のとき…………… 100円未満切り捨て

(2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切捨てた金額を計上する。
この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切捨てとする。

(3) 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切捨てとする。

(4) 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき…………… 1円未満切捨て

100円以上10,000円未満のとき…………… 10円未満切捨て

10,000円以上のとき…………… 100円未満切捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

第47条 権利調査

権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊の謄本等の收受又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

第48条 地図等の転写

地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下「登記所備付け地図」という。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所で換地処分が行われる計画があるものについては、調査職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

(1) 転写した地図には、登記所備付け地図の着色に従って着色する。

(2)、(3) 略

2 略

第49条 土地の登記記録の調査

略

第50条 建物の登記記録の調査

建物の登記記録の調査は、第48条で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類、順位番号及び内容並びに権利の始期及び存続期間

(5)、(6) 略

第51条 権利者の確認調査

略

2、3 略

4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等から聞き取りを基に調査を行うものとする。

5 略

【削る】

(2) 建物等の移転料の算定のための共通仮設費及び諸経費等にあつては、100円未満を切り捨てた金額を計上する。

この場合において、その額が100円未満のときは、1円未満切り捨てとする。

(3) 建物の1平方メートル当たりで算出する単価（現在価格等）は、100円未満切り捨てとする。

(4) 工作物等の補償単価は、次による。

100円未満のとき…………… 1円未満切り捨て

100円以上10,000円未満のとき…………… 10円未満切り捨て

10,000円以上のとき…………… 100円未満切り捨て

第3章 権利調査

第1節 調査

第41条 権利調査

権利調査とは、登記事項証明書、戸籍簿等の簿冊又は居住者等からの聞き取り等の方法により土地、建物等の現在の権利者（又はその法定代理人）等の氏名又は名称（以下「氏名等」という。）及び住所又は所在地（以下「住所等」という。）等に関し調査することをいう。

第42条 地図等の転写

地図の転写は、調査区域について管轄登記所に備付けてある地図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項又は同条第4項の規定により管轄登記所に備える地図又は地図に準ずる図面をいう。以下同じ。）を次の各号に定める方法により行うものとする。

この場合において、土地改良事業及び土地区画整理事業の箇所で換地処分が行われる計画があるものについては、調査職員の指示により、その換地計画図の転写も併せて行うものとする。

(1) 転写した地図には、地図の着色に従って着色する。

(2)、(3) 略

2 略

第43条 土地の登記記録の調査

略

第44条 建物の登記記録の調査

建物の登記記録の調査は、第41条で作成した地図から調査区域内の建物に係わる次の各号に掲げる登記事項について行うものとする。

(1)～(3) 略

(4) 建物に関する所有権以外の権利の登記があるときは、登記名義人の氏名等及び住所等、権利の種類及び内容並びに権利の始期及び存続期間

(5)、(6) 略

第45条 権利者の確認調査

略

2、3 略

4 前条の建物の登記記録の調査により未登記の建物が存在することが明らかになった場合には、当該建物所有者の氏名及び住所等について、居住者等から聞き取りを基に調査を行うものとする。

5 略

第45条の2 土地利用履歴等の調査

土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するための

第52条 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

(1) 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び市町職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聞き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人登記簿等により次に掲げる事項を調査する。

①～⑦ 略

(2) 略

(3) 略

第53条 土地利用履歴等の調査

土地利用履歴等の調査とは、取得又は使用の対象となる土地に係る土壌汚染状況調査の実施の要否を判定するための業務であり、土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成27年3月31日付け26農振第2274号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「土地利用履歴等調査要領」という。）により行うものとする。

第2節 調査書等の作成

第54条 転写連続地図の作成

第48条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図（以下「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

(1) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線

(2) 第49条第3号で調査した登記名義人の氏名等

(3) 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

第55条 調査書の作成

第49条から第52条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、権利者調査表、墓地管理者調査表及び墓地使用（祭祀）者調査表に所定の事項を記載するものとする。

2 前項の各調査表の編綴は、大字及び字ごとに地番順で行うものとする。

3 土地利用履歴等の調査表は、第53条の結果を基に土地利用履歴等調査要領により作成するものとする。

第4章 用地測量

第1節 境界確認

第56条 用地測量

用地測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、原則として、香川県土地改良事業測量作業規程（平成25年6月17日付け承認番号国土地第73号）（以下「測量作業規程」という。）によるほか、以下第57条から第76条により行うものとする。

第57条 公共用地境界の打合せ

調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条の規定に基づき、部局長が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行わなければならない。

第58条 資料の作成及び立会い

調査をいうものとする。

2 土地利用履歴等の調査は、「別記16」土壌汚染に関する土地利用履歴等調査要領（以下「土地利用履歴要領」という。）により行うものとする。

第46条 墓地管理者等の調査

墓地管理者等の調査は、調査区域内に存する墓地又は墳墓の権利関係について、次の各号により行うものとする。

(1) 墓地の所有者及び管理者（以下「墓地管理者」という。）の調査

墓地管理者の調査は、土地の登記記録の調査及び管轄する保健所、市町職員、集落の代表者等、寺院の代表役員等からの聞き取りによる。

この場合において、墓地管理者が宗教法人のときは、宗教法人の登記記録等により次に掲げる事項を調査する。

①～⑦ 略

(2) 略

(3) 略

【新設】

（※現行第45条の2からの移動）

第2節 調査書等の作成

第47条 転写連続地図の作成

第42条第1項により転写した地図は、各葉を転写して連続させた地図（この地図を「転写連続図」という。以下同じ。）を作成し、次の事項を記入するものとする。

(1) 工事計画平面図等に基づく土地の取得等の予定線

(3) 管轄登記所名、転写年月日及び転写を行った者の氏名

第48条 調査書の作成

第43条から第46条までに調査した事項については、土地の登記記録調査表、建物の登記記録調査表、権利者調査表、墓地管理者調査表及び墓地使用（祭祀）者調査表に所定の事項を記載するものとする。

2 前項の各調査表の編綴は、所在ごとに地番順で行うものとする。

3 土地利用履歴等の調査表は、第45条の2の結果を基に土地利用履歴要領により作成するものとする。

第4章 土地の測量

第49条 土地の測量

土地の測量とは、土地及び境界等について調査し、用地取得等に必要な資料及び図面を作成する作業をいい、原則として、香川県土地改良事業測量作業規程（平成25年6月17日付け承認番号国土地第73号）（以下「測量作業規程」という。）によるほか、以下第50条から68条により行うものとする。

第50条 公共用地管理者との打合せ

調査区域内に国有財産法（昭和23年法律第73号）第9条の規定に基づき、部局長が管理する国有財産が存するとき又は公共物管理者等が管理する土地が存するときは、部局長又は公共物管理者等と公共用地境界確定（境界確認を含む。）の方法について調査職員の指示に基づき打合せを行うものとする。

第51条 資料の作成及び立会い

受注者は、前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 略

3 前条の打合せの結果、第5.4条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これに必要な作業を行うものとする。

この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第6.2条第2項に準じた同意を得るものとする。

第5.9条 境界確定後の図書の作成

略

第6.0条 立会い準備

調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で次条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者一覧表を第4.9条から第5.2条までの調査結果を基に作成するものとする。

2 前項の権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

第6.1条 境界立会いの画地及び範囲

境界立会いの画地及び範囲は、測量作業規程に定めるところによるほか、一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第4.5.6号法務省民事局長通知）第6.8条に基づき、「参考1」地目表に定める地目の区分による現況の地目ごとの画地とする。

第6.2条 境界立会い

前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に招集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

(1) 略

(2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行う。

この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行う。

(3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときには、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋸（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置する。

(4) 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色する。

ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界確認書及び用地実測図に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

(1)～(3) 略

第6.3条 復元測量

境界確認に先立ち、不動産登記法第1.4条第1項の地図、地積測量図等に基づき境界杭の位置を確認し、亡失等がある場合は、測量作業規程に定めるところにより、次の各号により復元するべき位置に仮杭（以下「復元杭」という。）を設置するものとする。

(1) 第4.8条第2項により収集した地積測量図等の精度、測量年度等を確認し、その成果に基づき境界杭の位置を調査し、亡失等の異常の有無を確認するものとする。

(2) 復元測量は、調査職員が境界確認に必要があると認める境界杭について行うものとする。

(3) 現地作業の着手前には、関係権利者への立入りについて日程等を通知するものとする。

(4) 復元杭の設置等を行う場合は、関係権利者の事前説明を実施するものとする。この場合、原則として関係権利者による立会いは行わないものとする。

受注者は、前条の打合せの結果を調査職員に報告し、その指示に基づき公共用地境界確定のための手続き又は現況測量等に必要となる資料の収集及び作成を行うものとする。

2 略

3 前条の打合せの結果、第4.7条により作成した転写連続図その他資料を基に現況測量等を行うことによって、部局長又は公共物管理者等が公共用地境界の確定とみなすとした場合には、これらに必要な作業を行うものとする。

この場合、必要に応じて公共用地に隣接する土地の所有者から第5.5条第2項に準じた同意書を取り付けるものとする。

第5.2条 境界確定後の図書の作成

略

第5.3条 立会い準備

調査区域内の民有地等で、所有権、借地権、地上権等で第5.4条の画地の境界点の確認を行うために立会いが必要と認められる権利者の一覧表を第4.2条、第4.3条、第4.4条、第4.5条及び第4.6条の調査結果を基に作成するものとする。

2 前項権利者一覧表の作成が完了したときは、調査職員と立会い日時、具体的な作業手順等について協議し、その指示によって権利者に対する立会い通知等の準備を行うものとする。

第5.4条 境界立会いの画地及び範囲

境界立会いの画地及び範囲は、測量作業規程に定めるところによるほか、一筆の土地であっても、その一部が異なった現況地目となっている場合は、「別記2」地目表に定める地目の区分による現況地目毎の画地とするものとする。

第5.5条 境界立会い

前条の境界立会いの範囲について、各境界点に関する権利者を現地に召集し、次の各号の手順によって境界点の立会いを行うものとする。

(1) 略

(2) 境界点が表示されていないため、各権利者が保有する図面等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合には、これらの作業を行うものとする。

この場合の作業に当たっては、いずれの側にも片寄ることなく中立の立場で行うものとする。

(3) 前号の作業によって表示した境界点に関連する権利者全員の同意が得られたときは、木杭（プラスチック杭を含む。）または、金属鋸（頭部径15mm）等容易に移動できない標識を設置するものとする。

(4) 前各号で確認した境界点について、原則として、黄色のペイントを着色するものとする。

ただし、境界石標等が埋設されていて、その必要がないものはこの限りでない。

2 前項の境界点立会いが完了したときは、関連する権利者全員から土地境界立会確認書及び用地実測図に確認のための署名押印を求めるものとする。

3 受注者は、第1項の境界点立会いにおいて、次の各号の一に該当する状態が生じたときは、その事由等を整理し調査職員に報告し、その後の処置について指示を受けるものとする。

(1)～(3) 略

第5.6条 (削除)

- (5) 復元の方法は、直接復元法等により行うものとする。
(6) 収集した資料に基づき復元した現地と相違する場合は、復元杭を設置せず原因を調査し調査職員に報告するものとする。

第2節 境界測量

第64条 用地測量の基準点

用地測量に使用する基準点について、当該県営事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

- 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときには、調査職員と協議しなければならない。
- 略

第65条 境界測量

各境界点の測量を行うに当たっては、用地実測図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

- 略

第66条 補助基準点の設置

略

第67条 準拠点の設置

受注者は、測量区域内において、用地幅杭との相互関係を明らかにするための埋設標（以下「準拠点」という。）を次の各号により設置しなければならない。ただし、起業地外に永続性のある工作物（境界標、非木造建物、記念碑等）が存し用地幅杭との相互関係を明らかにできる場合は、これら工作物を準拠点とすることができる。

- 準拠点は、各用地幅杭との距離が概ね50m以内になるように設置しなければならない。
- 準拠点は、境界点等が容易に復元でき、かつ、将来滅失し、又は毀損される恐れのない位置に設置しなければならない。
- 準拠点は、金属鋳（頭部径75mm、しんちゅう製）を埋設したコンクリート杭（12cm×12cm×90cm）を設置するものとする。ただし、コンクリート杭の埋設が適切でない箇所は、金属鋳により設置することができる。
- 金属鋳には、準拠点番号を表示するものとする。
- 準拠点の測量精度は、4級基準点測量に準ずるものとする。

- 準拠点は、基準点測量に準じた方法により座標値を求め、実測平面図の空欄に記入するものとする。

第68条 用地境界仮杭の設置

略

- 略
 - 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋳（頭部径15mm）等とする。
 - 用地境界仮杭には、原則として、黄色のペイントを着色する。
- 第1項の用地境界仮杭設置に当たり建物等で支障となり設置が困難なときには、その事由等を整理し調査職員に報告しなければならない。

ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは、用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第69条 境界点間測量

境界測量及び用地境界仮杭の設置のための観測を行う場合には、併せて隣接する境界点間の距離をTS等を用いて測定して精度を確認するものとする。

境界点間測量は、測量作業規程に定めるところにより、隣接する境界点間又は境界点と用地境界杭を設置した点（以

第57条 土地の測量の基準点

土地の測量に使用する基準点について、当該公共事業に係る基準点測量が完了しているときは、別途調査職員が指示する基準点測量の成果（基準点網図、測点座標値等）を基に検測して使用するものとする。

- 前項の基準点測量の成果を検測した結果、滅失、位置移転、毀損等が生じているときは、調査職員と協議するものとする。
- 略

第58条 境界測量

各境界点の測量を行うに当たっては、測量作業規程に定めるところによるほか、用地実測図の作成に必要な建物及び主要な工作物の位置を併せて観測するものとする。

- 略

第59条 補助基準点の設置

略

【新設】

第60条 用地境界仮杭の設置

略

- 略
 - 用地境界仮杭は、木杭（プラスチック杭を含む。）又は金属鋳（頭部径15mm）等のものとする。
 - 用地境界仮杭には、原則として、赤色のペイントを着色する。
- 第1項の用地境界仮杭が建物等で支障となり、設置が困難なときには、その事由等を整理し調査職員に報告するものとする。

ただし、関連する権利者が用地境界仮杭の設置を強く要求するときは用地境界仮杭の控杭を設置するものとする。この場合に、用地境界仮杭との関係を関連する権利者に充分理解させた上で用地境界仮杭との関係図を作成するものとする。

第61条 （削除）

下「用地境界点」という。)との距離を全辺について現地で測定し、境界測量及び用地境界仮杭の設置において求められた計算値との測定値の差を比較することにより行うものとする。

なお、較差の許容範囲は、同規程によるものとする。

第3節 面積計算の範囲

第70条 面積計算の範囲

面積計算の範囲は、境界確認を行う範囲とする画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地の全てが用地取得等の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積。
- (2)、(3) 略。

2 土地の取得等補償額算定に計上する面積は、平方メートル単位（小数点以下第3位切捨て）とする。

第71条 面積計算の方法

測量作業規程に定めるところにより、面積計算は原則として座標法によるものとする。ただし、土地使用地については図上三斜法でも行うことができるものとする。

第4節 用地実測図等の作成

第72条 用地実測図原図の作成

用地実測図の作成に当たっては、測量作業規程に定めるところによるほか、次の各号の方法により行うものとする。

(1) 用地実測図は、次の事項及び調査職員が指示する事項を記入する。

- ① 土地の測量に従事した者の記名押印
- ② 道路名、水路名
- ③ 建物及び工作物

(2) 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、調査職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とする。

第73条 用地平面図等の作成

略

第74条 土地調書の作成

第3章及び第4章に定める業務の成果物により土地調書を作成するものとする。

第75条 予定分筆

略

- (1) 予定分筆前の土地の地番に順次支号を付して、予定分筆後の土地の各筆の地番を定める。
- (2) 予定分筆後の土地の各筆の面積は用地実測図原図等に表示したものによる。
- (3) 予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には土地調査表に記入する。

第76条 用地境界杭の設置

取得又は権利等を設定した土地の境界を明らかにするため、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第67条、土地改良財産取扱規則（昭和34年6月19日農林省訓令第23号）第24条の2、「別記3」境界標識の様式及び設置要領に基づき用地境界杭を設置するものとする。

なお、調査職員の指示により、境界杭の長さが90cm以外の杭及び金属鋏等を使用することができるものとする。

2 略

第5章 登記資料収集整理等

第62条 面積計算の範囲

面積計算の範囲は、第54条に定める画地を単位とし、次の各号によって行うものとする。

- (1) 画地のすべてが用地取得の対象となる計画幅員線（以下「用地取得線」という。）の内に存するときは、その画地面積。
- (2)、(3) 略。

【新設】

第63条 面積計算の方法

面積計算は原則として座標法によるものとするが、土地使用地については図上三斜法でも行うことができるものとする。

第64条 用地実測図原図の作成

用地実測図に表示する項目は、測量作業規程に定めるところによるほか、次の各号の項目を標準とし作成するものとする。

- (1) 土地の測量に従事した者の記名押印
- (2) 道路名、水路名
- (3) 建物及び工作物

2 用地実測図の縮尺は、原則として縮尺500分の1（土地が市街地地域にあっては、調査職員の指示により縮尺250分の1とすることができる。）とするものとする。

第65条 用地平面図等の作成

略

第66条 土地調書の作成

第3章及び第4章に定める業務の成果物より土地調書を作成するものとする。

第67条 予定分筆

略

- (1) 予定分筆前の土地の地番に順次支号を付して、予定分筆後の土地の各筆の地番を定めるものとする。
- (2) 予定分筆後の土地の各筆の面積は用地実測図原図等に表示したものによるものとする。
- (3) 予定分筆後の土地の地番及び面積を定めた場合には土地調査表に記入するものとする。

第68条 用地境界杭の設置

土地等を取得又は権利等を設定した土地等の境界を明らかにするため、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第67条、土地改良財産取扱規則第24条の2及び「別記3」の境界標識の様式及び設置要領に基づき用地境界杭を設置するものとする。

2 略

第5章 登記資料収集整理等

第77条 登記資料収集整理

略

第78条 地積測量図(案)等の作成

取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等が必要と認められる場合には、地積測量図(案)及び土地所在図(案)等を作成するものとする。

第79条 協議

受注者は、第77条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けなければならない。

第80条 責務

受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所に対し嘱託書を提出し、登記完了証が交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査

第81条 建物等の調査

建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木等について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することを行う。

【削る】

第82条 建物等の配置等

略

- (1) 建物、工作物及び立竹木等の位置
- (2) ～ (4) 略

2 略

第83条 法令適合性の調査

建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき土地改良補償要綱第26条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。

この場合において、調査対象法令については調査職員と協議するものとする。

- (1)、(2) 略

第84条 木造建物

木造建物〔I〕の調査は、別に定める木造建物調査積算要領(平成27年3月31日付け26農振第2270号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知、以下「木造建物要領」という。)に準じて行うものとする。

2 略

3 前2項の実施に当たっては、運用方針を準用するものとし、第15付録別表第11に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

第85条 木造特殊建物

略

第69条 登記資料収集整理

略

第70条 地積測量図等の作成

取得等の区域内の土地が一筆の土地の一部であるため、分筆を必要とする場合又は地積の更正等が必要と認められる場合には、地積測量図及び土地所在図等を作成するものとする。

第71条 協議

受注者は、第69条で規定する資料等の収集整理に当たり、管轄登記所等との折衝の結果、その処理に困難なものがある場合には、調査職員と協議し、指示を受けるものとする。

第72条 責務

受注者は、発注者が土地等の取得又は権利設定等について、管轄登記所に対し嘱託書を提出し、登記済証又は登記完了証が交付されるまでの間、発注者を補助するものとする。

第6章 建物等の調査

第1節 調査等

第73条 建物等の調査

建物等の調査とは、建物、工作物及び立竹木について、それぞれの種類、数量、品等又は機能等を調査することを行う。

第74条 建物等の調査区分

調査区域内に存する建物等の調査を行う場合は、「別記4」の建物等区分表によるものとする。

第75条 建物等の配置等

略

- (1) 建物、工作物及び立竹木の位置
- (2) ～ (4) 略

2 略

第76条 法令適合性の調査

建物等の調査に当たっては、次の各号の時期における当該建物又は工作物につき土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱(昭和38年3月23日38農地第251号(設))(以下「要綱」という。)第26条第2項ただし書きに基づく補償の要否の判定に必要となる法令に係る適合状況を調査するものとする。

この場合において、調査対象法令については調査職員と協議するものとする。

- (1)、(2) 略

第77条 木造建物

木造建物〔I〕の調査は、「別記5」木造建物〔I〕調査積算要領(以下「木造建物要領」という。)により行うものとする。

2 略

3 前2項の実施に当たっては、土地改良事業に伴う用地等の取得および損失補償要綱の運用方針について(昭和46年1月11日45農地D第994号(設))(以下「運用方針」という。)を準用するものとし、第15付録別表第11の補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。

第78条 木造特殊建物

略

第86条 非木造建物

非木造建物〔I〕の調査は、別に定める非木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2271号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「非木造建物要領」という。）に準じて行うものとする。

2 略

第87条 機械設備

機械設備の調査は、別に定める機械設備調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2272号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「機械設備要領」という。）に準じて行うものとする。

なお、現地調査等を行うに当たっては、事前に調査職員と協議し、調査の実施について必要な指示を受けるものとする。

第88条 生産設備

略

第89条 附帯工作物

附帯工作物の調査は、別に定める附帯工作物調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2273号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「附帯工作物要領」という。）に準じて行うものとする。

第90条 庭園

略

- (1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行う。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- (2) ～ (5) 略

第91条 墳墓

墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行う。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- (2) ～ (7) 略

第92条 立竹木等

立竹木等の調査は、「別記1」表3の区分ごとに、各地区用地対策連絡協議会等が定める調査要領等（※「参考6」立竹木調査積算要領）及び次の各号により行うものとする。

- (1) 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木等）の調査
 - ① 略
 - ② 立木については、樹種名、根本周囲、幹周、胸高直径、枝幅、樹高、管理の状況（表1の判定基準による区分）等を調査する。

表1 管理状況の判定基準

判定基準	区分
略	略
略	略
略	略

③～④ 略

- (2) 用材林立木の調査

- ① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、調査対象の土地1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の状況（表2の判定基準による区分）等を調査する。

第79条 非木造建物

非木造建物〔I〕の調査は、「別記6」非木造建物調査積算要領（以下「非木造建物要領」という。）により行うものとする。

2 略

第80条 機械設備

機械設備の調査は、「別記7」機械設備調査算定要領（以下「機械設備要領」という。）により行うものとする。

第81条 生産設備

略

第82条 附帯工作物

附帯工作物の調査は、「別記8」附帯工作物調査算定要領（以下「附帯工作物要領」という。）により行うものとする。

第83条 庭園

略

- (1) 庭園に設置されている庭石、灯籠、築山、池等の配置の状況及び植栽されている立竹木の配置の状況。配置の調査は、平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- (2) ～ (5) 略

第84条 墳墓

墳墓の調査は、次の各号について行うものとする。

- (1) 墓地の配置の状況、墓地使用者（祭祀者のこと。以下同じ。）ごとの画地及び通路等の配置の状況。配置の調査は、墓地管理者の立会いを得て平板測量により行うものとする。ただし、規模が小さく平板測量以外で行うことが可能なものにあつては、他の方法により行うことができる。
- (2) ～ (7) 略

第85条 立竹木

立竹木の調査は、「別記4」表3の区分ごとに、「別記9」立竹木等調査要領及び次の各号により行うものとする。

- (1) 庭木等（観賞樹、効用樹、風致木、その他）の調査
 - ① 略
 - ② 立木については、樹種名、根本周囲、幹周、胸高直径、枝幅、樹高、管理の程度（表1の判定基準による区分）等を調査する。

表1 庭木等の管理程度の判定基準

判定基準	区分
略	略
略	略
略	略

③～④ 略

- (2) 用材林立木の調査

- ① 権利者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、胸高直径、林令（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、調査対象の土地、1ヘクタール当たりの植栽本数、管理の程度（表2の判定基準による区分）等を調査する。

表2 用材林の管理状況の判定基準

判 定 基 準	区 分
略	略
略	略

② 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、次により行う。

ア、イ 略

(3) 略

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査する。

樹園地に困障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第89条の例により調査する。

(5) 竹林の調査

① 権利者ごとに竹林として取り扱うことが相当と認められる区域を決定する。

この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径（筍を目的とするものを除く。）並びに筍の収穫を目的とするものにあつては、その管理の状況等を調査する。

(6) 苗木（植木畑）の調査

権利者ごとに苗木（植木畑）として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齡（育生年数）及び管理の状況を調査する。

この場合において、同樹種、同寸法のもので大規模に植栽されている場合には、第2号②の標準地調査の例により行うことができる。

(7) その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により第1号から第6号の調査に準じて行う。

(8) 立毛（農作物）

権利者ごとに水稲、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物(以下「農作物」という。)として取り扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を調査する。

(9) 権利者の画地ごとの代表的な立竹木等（標準地調査の場合は、標準地の立竹木等の概要が把握できるもの）の写真の撮影を行う。

第93条 石綿

建物等に石綿が含有されている場合の調査は、別に定める「石綿調査算定要領」（平成27年3月31日付け26農振第2275号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知。以下「石綿要領」という。）に準じて行うものとする。

第2節 調査書等の作成

第94条 建物等の配置図の作成

略

(1) 略

(2) 縮尺は、原則として、次の区分による。

① 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木等
100分の1又は200分の1

② 略

(3)～(5) 略

(6) 建物、工作物及び立竹木等の位置等を記入し建物、工作物及び立竹木等ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木等が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

表2 用材林の管理程度の判定基準

判 定 基 準	区 分
略	略
略	略

② 調査職員から、標準地調査法により調査を実施する旨の指示があったときは、「別記9」立竹木等調査要領及び次により行う。

ア、イ 略

(3) 略

(4) 収穫樹の調査

樹種、胸高直径、幹周、樹高、樹齡（又は植付年次）、管理の程度等を調査する。

樹園地に困障、吊り棚等の工作物が存するときは、これらについても第80条の例により調査する。

(5) 竹林の調査

① 権利者ごとに竹林として取扱うことが相当と認められる区域を決定する。

この場合において、筍の収穫を目的としているものとその他のものとに区分する。

② ①で定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）500平方メートル程度を定め、当該範囲内にある品種、本数及び胸高直径（筍を目的とするものを除く。）並びに筍の収穫を目的とするものにあつては、その管理の程度等を調査する。

(6) 苗木（植木畑）の調査

権利者ごとに苗木（植木畑）として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、植栽されている苗木について、同樹種、同寸法のものごとに樹種名、根本周囲、胸高直径、枝幅、樹高、本数、樹齡（育生年数）及び管理の程度を調査する。

この場合において、同樹種、同寸法のもので大規模に植栽されている場合には、第2号②の標準地調査の例により行うことができるものとする。

(7) 立毛（農作物）

権利者毎に水稲、陸稲、麦類、いも類、豆類、野菜、工芸作物及びその他の農作物(以下「農作物」という。)として取扱うことが相当と認められる区域を決定し、その区域に栽培されている農作物について、栽培形態等を記入する。

(8) その他の立木の調査

立木の存する位置、樹種等により前各号の調査に準じて行う。

(9) 権利者の画地ごとの代表的な立竹木（標準地調査の場合は、標準地の立竹木の概要が把握できるもの）の写真の撮影

【新設】

第2節 調査書等の作成

第86条 建物等の配置図の作成

略

(1) 略

(2) 縮尺は、原則として、次の区分による。

① 建物、庭園及び墳墓を除く工作物、庭木等を除く立竹木
100分の1又は200分の1

② 略

(3)～(5) 略

(6) 建物、工作物及び立竹木の位置等を記入し建物、工作物及び立竹木ごとに番号を付す。ただし、工作物及び立竹木が多数存する場合には、これらの配置図を各々作成することができる。

(7) 略

第95条 法令に基づく施設改善

第83条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 略

第96条 木造建物

木造建物の図面及び調査書は、第84条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 略

第97条 木造特殊建物

木造特殊建物の図面及び調査書は、第85条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 略

第98条 非木造建物

非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、第86条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、第86条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

第99条 機械設備

機械設備の図面及び調査書は、第87条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

第100条 生産設備

生産設備の図面及び調査書は、第88条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条第3項に準じ作成するものとする。

第101条 附帯工作物

附帯工作物の図面及び調査書は、第89条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

第102条 庭園

庭園の調査書は、第90条の調査結果を基に工作物調査表及び立竹木調査表を用いて、算定に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

第103条 墳墓

墳墓の図面及び調査書は、第91条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 略

第104条 立竹木等

立竹木等の図面及び調査書は、第92条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第92条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

(1)、(2) 略

3 調査書は、立竹木調査表を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。ただし、用材林及び薪炭林については、用材林調査表を、立毛は「立毛調査表」を用いて作成するものとする。

第105条 石綿

石綿の図面及び調査書は、第93条の調査結果を基に石綿要領により作成するものとする。

(7) 略

第87条 法令に基づく施設改善

第76条の調査結果を基に調査書を作成するものとする。

2 略

第88条 木造建物

木造建物の図面及び調査書は、第77条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 略

第89条 木造特殊建物

木造特殊建物の図面及び調査書は、第78条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 略

第90条 非木造建物

非木造建物〔I〕の図面及び調査書は、第79条第1項の調査結果を基に非木造建物要領により作成するものとする。

2 非木造建物〔II〕の図面及び調査書は、第79条第2項の調査結果を基に非木造建物要領を準用して作成するものとする。

第91条 機械設備

機械設備の図面及び調査書は、第80条の調査結果を基に機械設備要領により作成するものとする。

第92条 生産設備

生産設備の図面及び調査書は、第81条の調査結果を基に作成するものとする。

2 図面は、生産設備の種類、構造、規模等を考慮して、補償額の算定に必要となる平面図、立面図、構造図、断面図等を作成するものとする。

3 調査書は、前条第3項に準じ作成するものとする。

第93条 附帯工作物

附帯工作物の図面及び調査書は、第82条の調査結果を基に附帯工作物要領により作成するものとする。

第94条 庭園

庭園の調査書は、第83条の調査結果を基に工作物調査表及び立竹木調査表を用いて、積算に必要と認める土量、コンクリート量、庭石の数量等を記載することにより作成するものとする。

第95条 墳墓

墳墓の図面及び調査書は、第84条の調査結果を基に作成するものとする。

2、3 略

第96条 立竹木

立竹木の図面及び調査書は、第85条の調査結果を基に作成するものとする。

2 第85条第5号又は第2号、第3号、第6号及び第7号で標準地調査を行ったものの図面には、次の各号の事項を記載するものとする。

(1)、(2) 略

3 調査書は、立竹木調査表を用いて、補償額の算定に必要と認められる事項を記載することにより作成するものとする。ただし、用材林及び薪炭林については、用材林調査表を用いて作成するものとする。

【新規】

第3節 算定

第106条 移転先の検討

建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることを検討を行う場合（第9章移転工法の検討に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからエまでの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 略

3 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から指示を受けるものとする。

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第94条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

第107条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定

既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第95条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

第108条 木造建物

木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第96条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については、木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 略

第109条 木造特殊建物

木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第97条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物要領を準用して当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 略

第110条 非木造建物

非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第98条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 略

第111条 照応建物の詳細設計

第106条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

(1)、(2) 略

第112条 機械設備

機械設備の補償額の算定は、第99条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

第113条 生産設備

生産設備の補償額の算定は、第100条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討した上で、行うものとする。

2 略

第3節 算定

第97条 移転先の検討

建物等を移転する必要がある、かつ、相当程度の残地が生ずるため、残地を当該建物等の移転先地とすることを検討を行う場合（第9章移転工法の検討等に該当するものを除く。）には、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからエまでの要件に該当するか否かの検討をするものとする。

2 略

3 第1項の検討に当たり、当該委託契約に対象とされていない補償項目に係わる見積額は、調査職員から指示を得るものとする。

4 前3項の検討に当たり、移転を必要とする残地内の建物等については、第86条で定める図面に対象となるものを明示するものとする。

第98条 法令に基づく施設改善費用に係る運用益損失額の算定

既設の施設を法令の規定に適合させるために必要となる最低限の改善費用に係る運用益損失額の算定は、第87条の調査結果から当該建物又は工作物が既存不適格物件であると認める場合に、運用方針第15第3項の定めるところにより行うものとする。

第99条 木造建物

木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第88条で作成した図面及び調査書を基に、木造建物〔Ⅰ〕については木造建物要領により、木造建物〔Ⅱ〕及び木造建物〔Ⅲ〕については、「別記5」木造建物数量積算基準に定める諸率は適用しないものとし、木造建物要領を準用した積み上げによる積算、又は専門メーカー等の見積を徴することにより、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 略

第100条 木造特殊建物

木造特殊建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第89条で作成した図面及び調査書を基に、「別記5」木造建物数量積算基準に定める諸率は適用しないものとし、木造建物要領を準用した積み上げによる積算、又は専門メーカー等の見積を徴することにより当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 略

第101条 非木造建物

非木造建物の移転料を推定再建築費を基礎として算出するときは、建物ごとに第90条で作成した図面及び調査書を基に、非木造建物〔Ⅰ〕については非木造建物要領により、非木造建物〔Ⅱ〕については非木造建物要領を準用して、それぞれ当該建物の推定再建築費を積算するものとする。

2 略

第102条 照応建物の詳細設計

第97条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算に当たっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要な図面を作成するものとする。

(1)、(2) 略

第103条 機械設備

機械設備の補償額の算定は、第91条で作成した資料を基に機械設備要領により行うものとする。

第104条 生産設備

生産設備の補償額の算定は、第92条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、行うものとする。

2 略

第114条 附帯工作物

附帯工作物の補償額の算定は、第101条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

第115条 庭園

庭園の補償額の算定は、第102条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討した上で、行うものとする。

第116条 墳墓

墳墓の補償額の算定は、第103条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

第117条 立竹木等

立竹木等の補償額の算定は、第104条で作成した資料を基に当該立竹木等の移植の可否及び適否について検討した上で、各地区用地対策連絡協議会等が定める算定要領等（※「参考6」立竹木調査積算要領）により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

第118条 営業その他の調査

略

第119条 営業に関する調査

略

- (1)、(2) 略
- (3) 略

① 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写であって、税務署受付印のあるもの。

② 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写。

③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。

特に必要と認める場合は直近3か年。

④ 直近1年の事業年度の次の帳簿写。

特に必要と認める場合は直近3か年。

ア、イ 略

(4) 略

2、3 略

第120条 居住者等に関する調査

略

第121条 動産に関する調査

略

第2節 調査書の作成

第122条 調査書の作成

第3節 算定

第105条 附帯工作物

附帯工作物の補償額の算定は、第93条で作成した資料を基に附帯工作物要領により行うものとする。

第106条 庭園

庭園の補償額の算定は、第94条で作成した資料を基に当該庭園の再現方法等を検討し、行うものとする。

第107条 墳墓

墳墓の補償額の算定は、第95条で作成した資料を基に当該墳墓の移転先及び当該地方における改葬方法の慣行等を検討し、改葬費を併せて行うものとする。

第108条 立竹木

立竹木の補償額の算定は、第96条で作成した資料を基に当該立竹木の移植の可否及び適否について検討し、「別記10」立竹木等補償額算定要領により行うものとする。

第7章 営業その他の調査

第1節 調査

第109条 営業その他の調査

略

第110条 営業に関する調査

略

- (1)、(2) 略
- (3) 略

① 直近3か年の事業年度の確定申告書（控）写。

税務署受付印のあるものとする。

② 直近3か年の事業年度の損益計算書写、貸借対照表写。

③ 直近1年の事業年度の総勘定元帳写、固定資産台帳写。

特に必要と認める場合は直近3か年とする。

④ 直近1年の事業年度の次の帳簿写。

特に必要と認める場合は直近3か年とする。

ア、イ 略

(4) 略

2、3 略

第111条 居住者等に関する調査

略

第112条 動産に関する調査

略

第2節 調査書の作成

第113条 調査書の作成

第3節 算定

第123条 補償額の算定

略

第8章 消費税等調査

第124条 消費税等に関する調査

略

第125条 調査

土地等の権利者等が消費税法第2条第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

(1)～(16) 略

2 受注者は、前項に掲げる資料が存在しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

第126条 補償の可否の判定等

消費税等に関する調査書は、前条の調査結果を基に作成するものとする。

2 略

第9章 予備調査

第1節 調査

第127条 予備調査

略

第128条 企業内容等の調査

略

第129条 敷地使用実態の調査

略

第130条 建物調査

予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第84条から第86条までに準ずる方法により行うものとする。

この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるに当たっては、調査職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

第131条 機械設備等調査

略

第2節 調査書等の作成

第132条 企業概要書

企業内容等の調査書は、第128条の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。

第114条 補償額の算定

略

第8章 消費税等調査

第115条 消費税等に関する調査

略

第116条 調査

土地等の権利者等が消費税法第2条第1項第4号に定める事業者であるときの調査は、次に掲げる資料のうち消費税等の額又は消費税等相当額の補償の可否を判定等するために必要な資料を収集することにより行うものとする。

(1)～(16) 略

2 受注者は、前項に掲げる資料が存在しない等の理由により必要な資料の調査ができないときは、速やかに、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

第117条 補償の可否の判定等

消費税等に関する調査書は、第116条の調査結果を基に作成するものとする。

2 略

第9章 予備調査

第1節 調査

第118条 予備調査

略

第119条 企業内容等の調査

略

第120条 敷地使用実態の調査

略

第121条 建物調査

予備調査に係る建物の調査は、前2条の調査結果を基に土地等の取得等の対象となる範囲に存する建物及び従前の機能を回復するために関連移転の検討の対象とする建物について、第75条から第77条に準ずる方法により行うものとする。

この場合における構造概要、立面、建築設備等の調査は、概算による推定再建築費の積算が可能な程度に行うものとする。

2 前項の関連移転の検討の対象とする建物を定めるにあたっては、調査職員の指示を受けるものとする。

3 写真の撮影は、建物の概要を把握できるよう行うものとする。

第122条 機械設備等調査

略

第2節 調査書等の作成

第123条 企業概要書

企業内容等の調査書は、第119条の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。

第133条 配置図

予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、[第129条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3)略

第134条 建物、機械設備等の図面作成

略

第135条 移転計画案の作成

予備調査に係る工場等の移転計画案は、[第128条](#)から[第131条](#)までの調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。

この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7)略

2 前項の検討に当たり、照応建物の推定建築費は[前条](#)に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

(1)～(3)略

第3節 算定

第136条 補償概算額の算定

前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、[第132条](#)から[前条](#)までで作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討

第1節 調査

第137条 移転工法案の検討

移転工法案の検討とは、工場等で当該敷地(土地)の一部が取得等の対象となる場合において、当該工事等の企業内容及び敷地使用実態などを調査した上で、現状の機能を構内(残地)において回復させる敷地内工法の移転工法案の作成を行うことをいう。

第138条 企業内容等の調査

工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

ただし、[第132条](#)の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1)～(8)略

第139条 敷地使用実態の調査

工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

ただし、[第129条](#)の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(7)略

第2節 調査書等の作成

第140条 企業概要書

企業内容等の調査書は、[第138条](#)の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。

第124条 配置図

予備調査に係る工場等の配置図は、当該工場等の敷地のうち予備調査の対象とした範囲について、[第120条](#)の調査結果を基に次の各号により作成するものとする。

ただし、当該工場等の敷地が広大な場合で敷地全体の配置図等が権利者から提供されたときは、これを使用することができる。

(1)～(3)略

第125条 建物、機械設備等の図面作成

略

第126条 移転計画案の作成

予備調査に係る工場等の移転計画案は、[第119条](#)から[第122条](#)の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。

この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1(4)アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

(1)～(7)略

2 前項の検討にあたり、照応建物の推定建築費は[第125条](#)に定める図面のほか、次の各号に掲げるものを作成し、積算するものとする。

(1)～(3)略

第3節 算定

第127条 補償概算額の算定

前条で作成する移転計画案(2又は3案)の補償概算額の算定は、[第123条](#)、[第124条](#)、[第125条](#)及び[第126条](#)で作成した調査書及び図面を基に行うものとする。

第10章 移転工法案の検討等

第1節 調査

第128条 移転工法案の検討

移転工法案の検討は、工場等で当該敷地(土地)の一部が取得等の対象となる場合において、当該工事等の企業内容及び敷地使用実態などを調査したうえで、現状の機能を構内(残地)において回復させる敷地内工法の移転工法案の作成を行うものとする。

第129条 企業内容等の調査

工場等の企業内容等の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

ただし、[第123条](#)の調査書の貸与を受けた場合には、その調査書を基に調査を行うものとする。

(1)～(8)略

第130条 敷地使用実態の調査

工場等の敷地の使用実態の調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

ただし、[第120条](#)の調査結果資料の貸与を受けた場合には、その資料を基に調査を行うものとする。

(1)～(7)略

第2節 調査書等の作成

第131条 企業概要書

企業内容等の調査書は、[第129条](#)の調査結果を基に企業概要書を用いて、作成するものとする。

第141条 移転工法案の作成

工場等の移転工法案は、第82条から第90条まで、第92条、第138条及び第139条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。

この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

（1）～（7）略

2 略

第142条 補償額の比較

略

第11章 再算定業務

第143条 再算定業務

略

第144条 再算定の方法

略

第12章 土地評価

第145条 土地評価

略

第146条 土地評価の基準

土地評価は、調査職員から特に指示された場合を除き運用方針第2別記1土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）に定めるところに基づき実施するものとする。

第147条 現地踏査及び資料作成

略

（1）同一状況地域区分図

同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

①～⑧ 略

（2）取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、近隣地域又は類似地域において1標準地につき3事例地程度を収集し、おおむね次の事項を整理の上調査表を作成する。

① 略

② 土地の登記記録に記載されている地目及び面積並びに現在の土地の利用状況

③～⑦ 略

（3）～（5）略

（6）公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

第148条 標準地の選定及び標準地調査書の作成

土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 略

第132条 移転工法案の作成

工場等の移転工法案は、第73条から第81条まで、第83条、第129条及び第130条の調査結果を基に、次の各号に掲げる内容で2又は3案を作成するものとする。

この場合において、残地が建物等の移転先地として運用方針第15第1（4）アからウまでの要件に該当するか否かの検討を行うものとする。

（1）～（7）略

2 略

第133条 補償額の比較

略

第11章 再算定業務

第134条 再算定業務

略

第135条 再算定の方法

略

第12章 土地評価

第136条 土地評価

略

第137条 土地評価の基準

土地評価は、調査職員から特に指示された場合を除き運用方針第2別記1土地評価事務処理要領（以下「土地評価要領」という。）に基づき行うものとする。

第138条 現地踏査及び資料作成

略

（1）同一状況地域区分図は、近隣地域及び類似地域につき都市計画図その他類似の地図を用い、おおむね次の事項を記載したものを作成する。

①～⑧ 略

（2）土地取引事例地調査表

取引事例比較法に用いる取引事例は、土地評価要領第11条に基づき収集し、おおむね次の事項を整理の上調査表を作成する。

① 略

② 土地の登記記録に記載の地目及び面積並びに現在の土地の利用状況

③～⑦ 略

（3）～（5）略

（6）公示地及び基準地の選定調査表

調査区域及びその周辺区域に規準すべき公示地又は基準地があるときは、公示又は周知事項について調査表を作成する。

第139条 標準地の選定及び標準地調査書の作成

土地評価に当たっては、同一状況地域ごとに一つの標準地を選定し、標準地調査書を作成するものとする。

2 略

第149条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成

標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に**第146条**に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2、3 略

第150条 残地等に関する損失の補償額の算定

残地又は残借地に関する損失の補償額は、**土地改良補償要綱**第50条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

第13章 補償説明

第151条 補償説明

補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（残地補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

第152条 概況ヒアリング等

略

【削る】

第153条 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) 略

第154条 権利者に対する説明

略

第155条 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を記録簿に記載するものとする。

第156条 説明後の措置

略

2 受注者は、当該権利者に**係る**補償内容等の**全て**について権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。

3 略

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

第157条 地盤変動影響調査

地盤変動影響調査とは、**県営事業**に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害が生じた建物等の状況調査（以下「事後調査」という。）をいう。

第140条 標準地の評価調査書及び取得等の土地の評価調査書等の作成

標準地の評価は、前2条で作成した資料を基に**第137条**に定める土地評価の基準を適用して行い、価格決定の経緯と理由を明記した評価調査書を作成するものとする。

2、3 略

第141条 残地等に関する損失の補償額の算定

残地又は残借地に関する損失の補償額は、**要綱**第50条及び運用方針第36に定めるところにより算定し、残地（又は残借地）補償額算定調査書を作成するものとする。

第13章 補償説明

第142条 補償説明

補償説明とは、権利者に対し、土地の評価（**残地等に関する損失**の補償を含む。）の方法、建物等の補償方針及び補償額の算定内容（以下「補償内容等」という。）の説明を行うことをいう。

第143条 概況ヒアリング等

略

第144条 （削除）

第145条 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地踏査及び概況ヒアリングの結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これら業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) 略

第146条 権利者に対する説明

略

第147条 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を**補償説明**記録簿に記載するものとする。

第148条 説明後の措置

略

2 受注者は、当該権利者に**係わる**補償内容等の**すべて**について権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。

3 略

第14章 地盤変動影響調査等

第1節 調査

第148条の2 地盤変動影響調査

地盤変動影響調査とは、**県営土地改良事業**に係る工事の施行に起因する地盤変動により建物その他の工作物（以下この章において「建物等」という。）に損害等が生ずるおそれがあると認められる場合に、工事の着手に先立ち又は工事の施行中に行う建物等配置及び現況の調査（以下「事前調査」という。）並びに工事の施行に起因する地盤変動により損害が生じた建物等の状況調査（以下「事後調査」という。）をいう。

第158条 調査

地盤変動影響調査は、別に定める地盤変動影響調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2276号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）に準じて行うものとする。

2 略

【削る】
【削る】
【削る】
【削る】
【削る】
【削る】
【削る】

第159条 費用負担の要否の検討

損害等をてん補するために必要な費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が県営事業に係る工事の施行によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、又は損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、速やかに調査職員に報告するものとする。

第2節 算定

第160条 費用負担額の算定

略

第15章 費用負担の説明

第161条 費用負担の説明

費用負担の説明とは、県営事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

第162条 概況ヒアリング等

受注者は、費用負担の説明の実施に先立ち、調査職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 略

【削る】

第163条 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、現地調査及び概況ヒアリング等の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) 略

第164条 権利者に対する説明

略

第165条 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を記録

第149条 調査

地盤変動影響調査は、「別記18」地盤変動影響調査算定要領により行うものとする。

2 略

第150条 (削除)
第151条 (削除)
第152条 (削除)
第153条 (削除)
第154条 (削除)
第155条 (削除)
第156条 (削除)

第157条 費用負担の要否の検討

費用負担の要否の検討は、発注者が事前調査及び事後調査の結果を比較検討する等をして、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事の施行によるものと認められたものについて、事務処理要領第6条（費用負担の要件）に適合するかの検討を行うものとする。

2 前項の検討結果については、すみやかに調査職員に報告するものとする。

第2節 算定

第158条 費用負担額の算定

略

第15章 費用負担の説明

第159条 費用負担の説明

費用負担の説明とは、公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害等に係る費用負担額の算定内容等（以下「費用負担の内容等」という。）の説明を行うことをいう。

第160条 概況ヒアリング等

受注者は、費用負担の説明の実施に先き立ち、調査職員から当該工事の内容、被害発生の時期、費用負担の対象となる建物等の概要、損傷の状況、費用負担の内容、各権利者の実情及びその他必要となる事項について説明を受けるものとする。

2 略

第161条 (削除)

第162条 説明資料の作成等

権利者に対する説明を行うに当たっては、あらかじめ、前2条の結果を踏まえ、次の各号に掲げる業務を行うものとし、これらの業務が完了したときは、その内容等について調査職員と協議するものとする。

(1)～(3) 略

第163条 権利者に対する説明

略

第164条 記録簿の作成

受注者は、権利者と面接し説明を行ったとき等は、その都度、説明の内容及び権利者の主張又は質疑の内容等を費用

簿に記載するものとする。

第166条 説明後の措置

略

- 2 受注者は、当該権利者に係る費用負担の内容等の全てについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けけない又は費用負担の内容等若しくはその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

第16章 騒音等調査

第167条 騒音等調査

騒音等調査とは、騒音、振動及び井戸に関する調査をいう。

第168条 調査の方法

前条の調査は、「別記4」騒音等調査要領及び調査職員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

(1)～(3)略

第17章 事業認定申請図書等の作成

第169条 事業認定申請図書等の作成

略

【削る】

【削る】

【削る】

第170条 事業認定申請図書の作成

事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下この章において「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付書類等により作成することをいう。

第171条 事業計画の説明

略

第172条 現地踏査

事業認定申請図書の作成に当たって行う現地調査においては、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

第173条 起業地の範囲の検討

略

第174条 事業認定申請図書の作成方法

事業認定申請図書は、法第18条及び法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

負担説明記録簿に記載するものとする。

第165条 説明後の措置

略

- 2 受注者は、当該権利者に係わる費用負担の内容等のすべてについて権利者の理解が得られたと判断したときは、速やかに、調査職員にその旨を報告するものとする。
- 3 受注者は、権利者が説明を受け付けけない若しくは費用負担の内容等又はその他事項で意見の相違等があるため理解を得ることが困難であると判断したときは、調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

第16章 環境調査

第166条 環境調査

環境調査とは、騒音、振動及び井戸の調査をいう。

第167条 調査の方法

前条の調査は、「別記11」環境調査要領及び調査職員の指示に基づき、現地を調査し、次の各号に掲げる調査表を作成するものとする。

(1)～(3)略

第17章 事業認定申請図書等の作成

第168条 事業認定申請図書等の作成

略

- 2 事業認定申請図書の作成とは、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第16条に規定する事業の認定を受けるため、法第18条の規定による事業認定申請書及び添付資料（事前審査のための資料を含む。）を作成することをいう。
- 3 裁決申請図書の作成とは、法第40条に規定する裁決申請図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。
- 4 明渡裁決申立図書の作成とは、法第47条の3に規定する明渡裁決申立図書及びこれに関連する参考資料を作成することをいう。

【新設】

第169条 事業計画の説明

略

第170条 現地踏査

事業認定申請図書の作成に当たって行う現地調査は、事業認定申請に係る起業地を含む事業地の踏査を行うものとする。

第171条 起業地の範囲の検討

略

第172条 事業認定申請図書の作成方法

事業認定申請図書は、法第18条及び土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号。以下この章において「規則」という。）第2条並びに第3条に定めるところに従うほか、「別記12」事業認定申請書等作成要領により作成するものとする。

第175条 事前相談用資料の作成方法

事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件全てに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

第176条 事前相談用資料の提出

略

第177条 本申請図書の作成

略

第178条 裁決申請図書の作成

略

第179条 裁決申請図書の作成方法

裁決申請図書は、法第40条並びに規則第16条及び第17条に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

第180条 明渡裁決申立図書の作成

略

第181条 明渡裁決申立図書の作成方法

明渡裁決申立図書は、法第47条の3並びに規則第17条の6及び第17条の7に定めるところに従うほか、「別記5」事業認定申請書等作成要領等により作成するものとする。

第18章 物件調書の作成

第182条 物件調書の作成

略

第19章 保安林解除等申請図書の作成

第183条 保安林解除等申請図書の作成

略

第184条 事業計画の説明

略

第185条 現地踏査

略

第186条 保安林解除等申請図書の作成方法

保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第17条並びに国有林野の管理経営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条に定めるところに従うほか、「別記6」保安林解除等申請図書作成要領及び調査職員の指示により行うものとする。

第20章 完了図書の作成

第173条 事前相談用資料の作成方法

発注者が事業認定機関と事業認定申請に先立って行う事業認定申請図書の事前相談用資料の作成は、前条の定めるところにより、法第20条の事業の認定の要件すべてに該当するように記載するものとする。この場合において、事前相談に必要と認める参考資料を併せて作成するものとする。

第174条 事前相談用資料の提出

略

第175条 本申請図書の作成

略

第176条 裁決申請図書の作成

略

第176条の2 裁決申請図書の作成方法

裁決申請図書は、法第40条並びに規則第16条及び第17条に定めるところに従うほか、調査職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

第176条の3 明渡裁決申立図書の作成

略

第176条の4 明渡裁決申立図書の作成方法

明渡裁決申立図書は、法第47条の3並びに規則第17条の6及び第17条の7に定めるところに従うほか、監督職員が別途指示する作成要領等により作成するものとする。

第18章 物件調書の作成

第177条 物件調書の作成

略

第19章 保安林解除等申請図書の作成

第178条 保安林解除等申請図書の作成

略

第179条 事業計画の説明

略

第180条 現地踏査

略

第181条 保安林解除等申請図書の作成方法

保安林解除等申請図書は、森林法第27条及び同法施行規則第17条並びに国有林野の管理経営に関する法律第7条及び同法施行規則第14条に定めるところに従うほか、「別記13」の保安林解除等申請図書作成要領及び調査職員の指示により行うものとする。

第20章 完了図書の作成

第187条 完了図書の作成

完了図書の作成とは、県営事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。

2 県営土地改良事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。

- (1) 略
- (2) 略
- ① 略
- ア 略
- イ 工作物の部 (年度別・工事別表)
- ウ～オ 略
- ②～⑥ 略
- (3) 略

3 略

- (1) 略
- (2) 略
- ① 地すべり防止施設整理台帳等
- ア 工作物等の部 (総括表)
- イ 工作物等の部 (年度別・工事別表)
- ウ～オ 略
- ②～⑥ 略
- (3) 略

4 略

第188条 現地踏査

略

第189条 完了図書の作成方法

1 県営土地改良事業の完了図書は、「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備について」(平成24年11月20日付け24農振第1507号農林水産省農村振興局長通知) に準じて作成するものとする。

2 県営地すべり対策事業の完了図書は、「直轄地すべり対策事業の事務取扱いについて」(平成12年6月5日付け12構改D第540号農林水産省構造改善局長通知) に準じて作成するものとする。

3 県営海岸保全事業の完了図書は、「直轄施行に係る海岸工事の完了に伴う事務処理について」(昭和42年5月9日付け42農地D第519号農林事務次官依命通知) に準じて作成するものとする。

第21章 内水面漁業権等調査

第190条 内水面漁業権等調査

略

2 略

3 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行うものとする。

なお、当該調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 略
- (2) 漁業協同組合概要調査
- (3) ～ (8) 略

4～6 略

第191条 調査の方法

前条の調査は、「別記7」内水面漁業権等調査検討要領及び調査職員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

第182条 完了図書の作成

完了図書の作成とは、県営土地改良事業、県営地すべり対策事業及び県営海岸保全事業の完了に伴い必要となる工事完了届の事業成績書を構成する図書を作成することをいう。

2 県営土地改良事業の完了図書については、次の各号に掲げる調書等を作成するものとする。

- (1) 略
- (2) 略
- ① 略
- ア 略
- イ 工作物の部
- ウ～オ 略
- ②～⑥ 略
- (3) 略

3 略

- (1) 略
- (2) 略
- ① 地すべり防止施設整理台帳
- ア 工作物の部 (総括表)
- イ 工作物の部 (年度別・工事別表)
- ウ～オ 略
- ②～⑥ 略
- (3) 略

4 略

第183条 現地踏査

略

第184条 完了図書の作成方法

県営土地改良事業、県営地すべり対策事業及び県営海岸保全事業の完了図書は、「別記14」の完了図書作成要領により作成するものとする。

【新設】

【新設】

第21章 内水面漁業権等調査

第185条 内水面漁業権等調査

略

2 略

3 事業の実施に伴い影響が予測される漁業権等に関する調査及び資料収集を行うものとする。

当該調査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 略
- (2) 漁協概要調査
- (3) ～ (8) 略

4～6 略

第186条 調査の方法

前条の調査は、「別記15」内水面漁業権等調査検討要領及び調査職員の指示に基づき行い、調査書を作成するものとする。

る。

第22章 写真台帳の作成

第192条 写真台帳の作成

受注者は、第6章、第7章、第9章、第10章及び第14章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

(1)、(2) 略

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第121条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。

(4)、(5) 略

(6) 第14章に定める調査等と併せて行う写真の撮影は、地盤変動影響調査算定要領により行う。

2 略

3 写真台帳の作成に当たっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

4 第12章、第16章、第19章及び第21章についても、前3項各号に準じて処理するものとする。

【削る】

(※現行第45条の2からの移動)

※用地調査等共通仕様書「様式」

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

する。

第22章 写真台帳の作成

第187条 写真台帳の作成

受注者は、第6章、第7章、第9章及び第10章に定める調査等と併せて次の各号に定めるところにより写真を撮影し、所有者ごとに写真台帳を作成するものとする。

(1)、(2) 略

(3) 第7章に定める調査のうち、動産に関する調査と併せて行う写真の撮影は、第112条第3号及び第4号の動産の種類等が容易にわかるものとする。

(4)、(5) 略

【新設】

2 略

3 写真台帳の作成にあたっては、撮影年月日等の記載事項及び撮影対象物の位置その他必要と認められる事項を明記し、写真撮影に従事した者の記名押印をするものとする。

4 第12章、第14章、第16章、第19章及び第21章についても、前各項に準じて処理するものとする。

第23章 業務実績データの作成及び登録

第188条 業務実績データの作成及び登録

受注者は、業務委託料が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、調査職員に提出するものとする。また、速やかに、登録機関から発行される業務実績登録通知を調査職員へ提出するものとする。

なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。

2 業務実績登録通知の提出は、原則として次に掲げる期限内に手続きを行うものとする。

(1) 受注時は、契約締結後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出する。

(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出する。

(3) 業務完了時は、業務完了通知書を提出後土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除き10日以内に登録通知を監督職員に提出するものとし、訂正時の登録は適宜行う。

【新設】

改正後			現行		
<p>「別記1」建物等区分表 略</p> <p>「別記2」 業務従事者資格一覧表</p>			<p>「別記4」建物等区分表 略</p> <p>「別記1」 業務従事者資格一覧表</p>		
関係条項	業務内容	資格	業務内容	関係条項	資格
第3章	権利調査	<u>土地改良補償士（公益社団法人土地改良測量設計技術協会土地改良補償士資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償士資格登録名簿に登録されている者。以下同じ。）、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補（公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者資格登録名簿に登録されている者。以下同じ。）</u>	権利調査	第3章	<u>1. 公益社団法人土地改良測量設計技術協会の土地改良補償業務管理者資格試験事業実施規程第6条に基づく土地改良補償業務管理者資格登録名簿に登録されている土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u>
第4章	用地測量	1. <u>測量士又は測量士補（測量法（昭和24年法律第188号）第49条に基づく測量士名簿又は測量士補名簿に登録されている者。以下同じ。）</u> 2. <u>土地家屋調査士（土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に基づく土地家屋士名簿に登録されている者。以下同じ。）</u>	土地の測量	第4章	1. <u>測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補</u> 2. <u>土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条に規定する土地家屋調査士</u>
第5章	登記資料収集整理等	1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>測量士又は測量士補</u> 3. <u>土地家屋調査士</u>	登記資料収集整理等	第5章	1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>測量法（昭和24年法律第188号）第48条に規定する測量士又は測量士補</u> 3. <u>土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条に規定する土地家屋調査士</u>
第6章	建物等の調査（木造建物・木造特殊建物・石綿）	1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>一級建築士、二級建築士又は木造建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第5条に基づく一級建築士名簿、二級建築士名簿又は木造建築士名簿に登録されている者。以下それぞれ「一級建築士」、「二級建築士」、「木造建築士」という。）。ただし、木造建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の3、二級建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の2及び第3条の3の範囲内とする。</u>	木造建物及び木造特殊建物の調査	第6章	1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u> 2. <u>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士</u>
	建物等の調査（非木造建物・石綿）	<u>一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲内とする。</u>	非木造建物の調査	第6章	<u>1. 建築士法第2条に規定する建築士</u>

		<p><u>建物等の調査(機械設備・生産設備・石綿)</u></p> <p>1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p> <p>2. <u>技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)第32条に基づく技術士登録簿に登録された者。以下同じ。)</u>で当該設備に係る技術士</p>			<p><u>機械設備及び生産設備の調査</u></p> <p>第6章</p> <p>1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</p> <p>2. <u>技術士法(昭和58年法律第25号)第2条に規定する技術士</u>で当該設備に係る技術士</p>
		<p><u>建物等の調査(附帯工作物・石綿)</u></p> <p>1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p> <p>2. <u>一級建築士又は二級建築士</u></p> <p>3. <u>土地家屋調査士</u></p>			<p>【新設】</p>
		<p><u>建物等の調査(庭園、墳墓及び立竹木等)</u></p> <p>1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p> <p>2. <u>造園施工管理技士(建築業法(昭和24年法律第100号)第27条第1項の検定に合格した者。)</u></p> <p>3. <u>一級建築士又は二級建築士</u></p> <p>4. <u>土地家屋調査士</u></p>			<p><u>附帯工作物、立竹木、庭園及び墳墓等の調査</u></p> <p>第6章</p> <p>1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</p> <p>2. <u>建築業法(昭和24年法律第100号)第27条第2項に規定する造園施工管理技士</u></p> <p>3. <u>建築士法第2条に規定する建築士</u></p> <p>4. <u>土地家屋調査士法第6条に規定する土地家屋調査士</u></p>
第7章	<u>営業その他の調査(営業に関するもの)</u>	<p>1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p> <p>2. <u>公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第17条に規定する公認会計士名簿に登録された者。)</u></p> <p>3. <u>税理士(税理士法(昭和26年法律第237号)第18条に基づく税理士名簿に登録された者。)</u></p> <p>4. <u>中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条に基づく登録簿に登録された者。)</u></p>			<p><u>営業に関する調査</u></p> <p>第7章</p> <p>1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</p> <p>2. 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第17条に規定する公認会計士又は公認会計士補</p> <p>3. <u>税理士法(昭和26年法律第237号)第18条に規定する税理士</u></p> <p>4. <u>中小企業指導事業の実施に関する基準を定める省令(昭和38年通商産業省令第123号)第4条第1項に規定する診断士</u></p>
	<u>営業その他の調査(居住者等及び動産に関するもの)</u>	<p><u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p>			<p><u>居住者及び動産に関する調査</u></p> <p>第7章</p> <p>1. <u>土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p>
第8章	<u>消費税等調査</u>	<p>1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p> <p>2. 公認会計士</p> <p>3. 税理士</p>			<p><u>消費税等調査</u></p> <p>第8章</p> <p>1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</p> <p>2. <u>公認会計士法第17条に規定する公認会計士又は公認会計士補</u></p> <p>3. <u>税理士法第18条に規定する税理士</u></p>
第9章	<u>予備調査</u>	<p>1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p> <p>2. <u>一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲内とする。</u></p>			<p><u>予備調査</u></p> <p>第9章</p> <p>1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</p> <p>2. <u>建築士法第2条に規定する建築士</u></p>
第10章	<u>移転工法案の検討</u>	<p>1. <u>土地改良補償士、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</u></p> <p>2. <u>一級建築士又は二級建築士。ただし、二級建築士が行う場合は、建築士法第3条の2の範囲内とする。</u></p> <p>3. 技術士</p> <p>【削る】</p>			<p><u>移転工法検討等</u></p> <p>第10章</p> <p>1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補</p> <p>2. <u>建築士法第2条に規定する建築士</u></p> <p>3. <u>技術士法第2条に規定する技術士</u></p> <p>4. <u>建築業法第27条第2項に規定する造園施工管理技士</u></p>

第11章	再算定業務	第6章それぞれの業務従事者
第12章	土地評価	1. <u>土地改良補償士</u> 、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 不動産鑑定士 (<u>不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号) 第15条に基づく不動産鑑定士名簿に登録された者</u>) 又は不動産鑑定士補 (<u>同法附則 (平成16年6月2日法律第66号) 第6条に基づく不動産鑑定士補名簿に登録された者</u>)
第13章	補償説明	1. 土地改良補償士
第14章	地盤変動影響調査等	1. <u>土地改良補償士</u> 、土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>木造建物、木造特殊建物及び非木造建物にあっては、建築士法第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士。ただし、木造建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の3、二級建築士が行うことができる場合は、建築士法第3条の2及び第3条の3の範囲内とする。</u> 3. 技術士
第15章	費用負担の説明	<u>土地改良補償士</u>
第16章	騒音等調査	<u>土地改良補償士</u> 、 <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>
第17章	事業認定申請書等の作成	<u>土地改良補償士</u> 、 <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>
第18章	物件調書の作成	第6章及び第7章それぞれの業務従事者
第19章	保安林解除等申請図書の作成	<u>土地改良補償士</u> 、 <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>
第20章	完了図書の作成	<u>土地改良補償士</u> 、 <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>
第21章	内水面漁業権等調査	<u>土地改良補償士</u> 、 <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>

【削る】
(※「参考1」へ移動)

再算定業務	第11章	1. <u>上記のそれぞれの業務に従事した者</u>
土地評価	第12章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. <u>不動産の鑑定評価に関する法律 (昭和38年法律第152号) 第15条に規定する不動産鑑定士又は不動産鑑定士補</u>
補償説明等	第13章	1. 土地改良補償士
事業損失	第14章 第15章 第16章	1. 土地改良補償業務管理者又は土地改良補償業務管理者補 2. 建築士法第2条に規定する <u>建築士</u> 3. <u>技術士法第2条に規定する技術士</u>
【新設】		
【新設】		
事業認定申請書及び添付図書の作成	第17章	1. <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>
【新設】		
保安林解除申請書及び添付図面等の作成	第19章	1. <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>
完了図書作成	第20章	1. <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>
内水面漁業権等調査	第21章	1. <u>土地改良補償業務管理者</u> 又は <u>土地改良補償業務管理者補</u>

「別記2」 地目表

地目は、不動産登記事務取扱手続準則 (昭和52年9月3日付け法務省民3第4473号民事局長通知) 第117条の定めにより、次の各号によるものとする。

この場合には、土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるものとする。

なお、当該地目の現況等からその判定が困難な場合には、同法第118条の定めによるものとする。

- 1 田……………農耕地で用水を利用して耕作する土地
- 2 畑……………農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- 3 宅地……………建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地
- 4 塩田……………海水を引き入れて塩を採取する土地
- 5 鉱泉地……………鉱泉 (温泉を含む。) の湧出口及びその維持に必要な土地
- 6 池沼……………灌漑用水でない水の貯留池

「別記3」 境界標の様式及び設置要領
略

「別記4」 騒音等調査要領

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

【削る】
(※「参考2」へ移動)

【削る】
(※「参考3」へ移動)

【削る】
(※「参考4」へ移動)

【削る】
(※「参考5」へ移動)

【削る】 }
【削る】 } (※「参考6」へ移動)

【削る】

「別記5」 事業認定申請書等作成要領
略

「別記6」 保安林解除等申請図書作成要領
略

- 7 山林…………耕作の方法によらないで竹木の生育する土地
- 8 牧場…………獣畜を放牧する土地
- 9 原野…………耕作の方法によらないで雑草、灌木類の生育する土地
- 10 墓地…………人の遺骸又は遺骨を埋める土地
- 11 境内地…………境内に属する土地で、宗教法人法第3条第2号及び第3号に掲げる土地（宗教法人の所有に属しないものを含む。）
- 12 運河用地…………運河法第12条第1項第1号又は第2号に掲げる土地
- 13 水道用地…………もっぱら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、濾水場唧水場、水道線路に要する土地
- 14 用悪水路…………灌漑用又は悪水排世用の水路
- 15 ため池…………耕地灌漑用の用水貯溜池
- 16 堤…………防水のため築造した堤防
- 17 井溝…………田畝又は村落の間にある通水路
- 18 保安林…………森林法に基づき農林水産大臣が保安林として指定した山林
- 19 公衆用道路…………一般交通の用に供する道路（道路法による道路たると否とを問わない。）
- 20 公園…………公衆の遊樂のために供する土地
- 21 雑種地…………以上のいずれにも該当しない土地

「別記3」 境界標の様式及び設置要領
略

【新規】

「別記5」 木造建物調査積算要領
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記6」 非木造建物調査積算要領
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記7」 機械設備調査算定要領
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記8」 附帯工作物調査算定要領
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記9」 立竹木等調査要領
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記10」 立竹木等補償算定要領
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記11」 環境調査要領
土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記12」 事業認定申請書等作成要領
略

「別記13」 保安林解除等申請図書作成要領
略

【削る】

「別記7」 内水面漁業権等調査検討要領

【削る】

(※「参考7」へ移動)

【削る】

(※「参考8」へ移動)

【削る】

(※「参考9」へ移動)

「参考1」 地目表

地目は、不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通知）第68条の定めによるものとする。

なお、当該地目の現況等からその判定が困難な場合には、同法第69条の定めによるものとする。

第68条（地目）

この場合には、土地の現況及び利用目的に重点を置き、部分的に僅少の差異の存するときでも、土地全体としての状況を観察して定めるものとする。

- 1 田……………農耕地で用水を利用して耕作する土地
- 2 畑……………農耕地で用水を利用しないで耕作する土地
- 3 宅地……………建物の敷地及びその維持もしくは効用を果すために必要な土地
- 4 学校用地……校舎、附属施設の敷地及び運動場
- 5 鉄道用地……鉄道の駅舎、附属施設及び路線の敷地
- 6 塩田……………海水を引き入れて塩を採取する土地
- 7 鉱泉地……………鉱泉（温泉を含む。）の湧出口及びその維持に必要な土地
- 8 池沼……………かんがい用水でない水の貯留池
- 9 山林……………耕作の方法によらないで竹木の生育する土地
- 10 牧場……………家畜を放牧する土地
- 11 原野……………耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地
- 12 墓地……………人の遺体又は遺骨を埋める土地
- 13 境内地……………境内に属する土地で、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条第2号及び第3号に掲げる土地（宗教法人の所有に属しないものを含む。）
- 14 運河用地……運河法（大正2年法律第16号）第12条第1項第1号又は第2号に掲げる土地
- 15 水道用地……専ら給水の目的で敷設する水道の水源地、貯水池、ろ水場又は水道線路に要する土地
- 16 用悪水路……かんがい用又は悪水はいせつ用の水路
- 17 ため池……………耕地かんがい用の用水貯留池
- 18 堤……………防水のために築造した堤防
- 19 井溝……………田畝又は村落の間にある通水路
- 20 保安林……………森林法（昭和26年法律第249号）に基づき農林水産大臣が保安林として指定した山林
- 21 公衆用道路……一般交通の用に供する道路（道路法による道路たると否とを問わない。）
- 22 公園……………公衆の遊樂のために供する土地
- 23 雑種地……………以上のいずれにも該当しない土地

「別記14」 完成図書作成要領

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記15」 内水面漁業権等調査検討要領

略

「別記16」 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記17」 石綿調査算定要領

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

「別記18」 地盤変動影響調査算定要領

土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領（農林水産省農村振興局）の規定を準用するものとする。

【新規】

第69条 (地目の認定)

土地の地目は、次に掲げるところによって定めるものとする。

- 1 牧草栽培地は、畑とする。
- 2 海産物を乾燥する場所の区域内に永久的設備と認められる建物がある場合には、その敷地の区域に属する部分だけを宅地とする。
- 3 耕作地の区域内にある農具小屋等の敷地は、その建物が永久的設備と認められるものに限り、宅地とする。
- 4 牧畜のために使用する建物の敷地、牧草栽培地及び林地等で牧場地域内にあるものは、すべて牧場とする。
- 5 水力発電のための水路又は排水路は、雑種地とする。
- 6 遊園地、運動場、ゴルフ場又は飛行場において、建物の利用を主とする建物敷地以外の部分が建物に附随する庭園に過ぎないと認められる場合には、その全部を一団として宅地とする。
- 7 遊園地、運動場、ゴルフ場又は飛行場において、一部に建物がある場合でも、建物敷地以外の土地の利用を主とし、建物はその附随的なものに過ぎないと認められるときは、その全部を一団として雑種地とする。ただし、道路、溝、堀その他により建物敷地として判然区分することができる状況にあるものは、これを区分して宅地としても差し支えない。
- 8 競馬場内の土地については、事務所、観覧席及びきゅう舎等永久的設備と認められる建物の敷地及びその附属する土地は宅地とし、馬場は雑種地とし、その他の土地は現況に応じてその地目を定める。
- 9 テニスコート又はプールについては、宅地に接続するものは宅地とし、その他は雑種地とする。
- 10 ガスタンク敷地又は石油タンク敷地は、宅地とする。
- 11 工場又は営業場に接続する物干場又はさらし場は、宅地とする。
- 12 火葬場については、その構内に建物の設備があるときは構内全部を宅地とし、建物の設備のないときは雑種地とする。
- 13 高圧線の下の土地で他の目的に使用することができない区域は、雑種地とする。
- 14 鉄塔敷地又は変電所敷地は、雑種地とする。
- 15 坑口又はやぐら敷地は、雑種地とする。
- 16 製錬所の煙道敷地は、雑種地とする。
- 17 陶器かまどの設けられた土地については、永久的設備と認められる雨覆いがあるときは宅地とし、その設備がないときは雑種地とする。
- 18 木場（木ぼり）の区域内の土地は、建物がない限り、雑種地とする。

「参考2」 木造建物調査積算要領

木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2270号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の規定を準用する。

「参考3」 非木造建物調査積算要領

非木造建物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2271号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の規定を準用する。

「参考4」 機械設備調査算定要領

機械設備調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2272号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の規定を準用する。

「参考5」 附帯工作物調査算定要領

附帯工作物調査積算要領（平成27年3月31日付け26農振第2273号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の規定を準用する。

「参考6」 立竹木調査積算要領

第1章 調査

【新規】

(※「参考9」へ移動)

【新規】

(※「参考9」へ移動)

【新規】

(※現行「別記7」からの移動)

【新規】

(※現行「別記8」からの移動)

【新規】

(※現行「別記9」、「別記10」からの移動)

第1条

受注者は、調査区域内の立竹木については、次表の定めるところにより調査を行い、立竹木調査表（土木部様式第65号）を作成するものとする。

種類	区分	細区分	単位	調査事項	摘要・留意事項
庭木等	観賞樹	高木	本	樹種 幹周（地上約1.2m） 樹高 （徒長は含まない。） 本数 管理程度	幹周が10cm未満のものは、樹高のみを調査する。
		株物	株	樹種、樹高、株数、 管理程度	
		玉物	本・株	樹種、葉張、本数又は株数 管理程度	
		生垣	m	樹種、樹高、延長 管理程度	
		特殊樹	本・株	樹種 幹高等 本数又は株数 管理程度	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤシ類、ソテツ類、シュロ類及びユッカ類は、幹高を調査する。 ・トックリヤシは、玉周を調査する。 ・ヒルギ類は、樹高を調査する。 ・タコノキ類及び株立性ヤシ類は、葉長点高を調査する。 ・リュウゼツラン及び竹類は、高さを調査する。 ・籐本類は幹周を調査する。幹周が10cm未満のものは、樹高を調査する。
	効用樹	本	高木、株物、玉物に準ずる		
	風致木	本・株	高木、株物、玉物、特殊樹に準ずる		
	地被類等	m ²	種類、面積		
	収穫樹	園栽培	m ² ・本	樹種、樹齢、管理程度、1,000m ² 当たりの植栽本数、取得用地の面積又は植栽本数	1,000m ² 当たりの植栽本数を調査表摘要欄に記載する。 取得用地の植栽本数調査は調査職員と協議する。
		野立	本	樹種、樹齢、本数	

種類	区分	細区分	単位	調査事項	摘要・留意事項	
特用樹	園栽培		m ² ・本	樹種、樹齢、1,000 m ² 当たりの植栽本数、取得用地の面積又は植栽本数	1,000 m ² 当たりの植栽本数を調査表摘要欄に記載する。 取得用地の植栽本数調査は、調査職員と協議する。	
	野立		本	樹種、樹齢、本数		
用材林	人工林 (杉) (檜) (松)		本	本数、胸高直径、林齢 管理状況	<p>管理状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 単一樹種で所有者及び林齢を同じくする標準的な立木の生育状況にあると判断される約10m四方(100 m²程度)の範囲において、適正な管理(植栽本数及び下刈り、枝打ち等が十分に施されているか否か)を判断するため、調査範囲の管理状況が把握できる写真の撮影を行い、その位置、範囲及び植栽本数等を図示する。 約10m四方の範囲が起業地内に把握できる場合は、総本数を基に1㎡当たりの植栽本数を求める。 起業地内に把握できない場合は、残地も含めた一団地において約10m四方の範囲内の本数を基に1㎡当たりの植栽本数を求める。 起業地内及び調査範囲内の天然生林については、本数計上しない。 <p>林齢調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が整備している森林簿、間伐等を実施している場合の切株等の年輪及び所有者からの聞き取りを参考に調査を行い判断を行う。 	
	天然生林		本	胸高直径 31cm未満	樹種、本数、 胸高直径	材積の算出法は、調査職員と協議する。
				胸高直径 31cm以上	樹種、本数、 胸高直径、材積	
	椎茸原木		本	樹種、本数、胸高直径		
竹林	真竹		m ²	幹周(女竹については長さ) 取得用地の面積		
	淡竹					
	女竹					
	孟宗竹	園栽培				
自然林						

観賞樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。

判 断 基 準	区 分
年2回程度以上の手入れ（剪定）が行われ樹型が整っているもの	良 い
年1回程度の手入れ（剪定）を行っているもの	やや良い
上記以外のもの	普 通

収穫樹の管理程度の判断基準については、次表の定めるところによる。

判 断 基 準	区 分
樹勢及び施設の維持管理が通常である場合	普 通
樹勢又は施設の維持管理が悪い場合	やや劣る
樹勢が悪く、かつ、施設の維持管理も悪い場合	劣 る

用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした1㎡当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。

判 定 基 準		下刈り、枝打ち等の状況	
		良	否
標準書の管理程度補正率表を基とした1㎡当たりの植栽本数からの判断	100%	適正	適正
	100%未満	適正	未管理

第2章 積算

第2条

受注者は、次の各号に定めるところにより標準書等に基づいて、立竹木補償金算定表（土木部様式第66号）を作成するものとする。

- 一 立竹木補償金算定表は、立竹木調査の成果に基づき、関係人ごとに取得等用地、残地の別に標準書記載の順序に従って整理記入すること。この場合において、種別及び樹種等が同一のため同じ単価の立竹木については、まとめて記入すること。
- 二 移転義務の有無は、立竹木調査表に基づき取得等用地にあるものについては有とし、残地にある立竹木については無とすること。
- 三 種別は、高木、株物、玉物、風致木、生垣、地被類等、特殊樹、園栽培、野立、用材林、特用樹及び竹林の別とすること。
- 四 樹種は、立竹木調査表に基づき適用される標準書記載の樹種を記入すること。この場合において、調査して樹種名と標準書の樹種名が異なるときは、摘要欄に調査した樹種名を記入すること。
- 五 規格又は樹齢は、立竹木調査表に基づき適用される標準書単価に係る規格又は樹齢を記入すること。
- 六 区分は、高木、株物、玉物、風致木、生垣、特殊樹、地被類等について、構外移転、構内移転又は伐採補償の別を記入すること。
- 七 庭木等の仮植されたもの及び苗木を育成中のもの等、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、調査職員の指示により見積書を作成又はこれを徴したうえ、立竹木補償金算出表に添付すること。
- 八 庭木等であって、標準書に単価の設定された規格をこえるものについては、調査職員の指示により当該立木の樹価について見積書を作成又は徴したうえ、標準書に準じて補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付すること。
- 九 庭木等について調査職員から伐採補償単価を適用する旨の指示があった場合は、摘要欄に「伐採」と記入すること。

十 用材林、薪炭林、雑木及び竹林について調査職員から取得補償単価を適用する旨の指示があった場合は、伐採補償とは別に立竹木補償金算定表を作成するものとする。この場合において、移転義務の有無は、「無」と記入すること。

十一 用材林の取得補償単価を適用する場合において、標準書の単価によることが適当でないと認められるものについては、調査職員の指示により別途補償額を算出し、その資料を立竹木補償金算定表に添付すること。

「参考7」 土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領

土壤汚染に関する土地利用履歴等調査要領（平成27年3月31日付け26農振第2274号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の規定を準用する。

「参考8」 石綿調査算定要領

石綿調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2275号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の規定を準用する。

「参考9」 地盤変動影響調査算定要領

地盤変動影響調査算定要領（平成27年3月31日付け26農振第2276号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知）の規定を準用する。

【新規】

（※現行「別記16」からの移動）

【新規】

（※現行「別記17」からの移動）

【新規】

（※現行「別記18」からの移動）